

平成 23 年 度

監 査 報 告

定 期 監 査 等 結 果 報 告

平成24年 3 月23日

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

| | |
|----------------------------|-----------|
| 監査報告にあたって | 1 |
| 提言一覧 | 3 |
| 第1 監査の概要 | 6 |
| 1 監査の対象及び範囲 | |
| 2 監査の期間 | |
| 3 監査の方法 | |
| 第2 監査の結果等 | 11 |
| 1 債権管理 | 12 |
| 提言 1-1 滞納解消に向けた組織的な進捗管理の徹底 | 14 |
| 提言 1-2 地区担当員案件の滞納整理の推進 | 23 |
| 提言 1-3 債権回収体制の評価・分析 | 29 |
| 指摘事項 | 32 |
| 2 公共施設の保全・震災対応 | 35 |
| 提言 2-1 区庁舎・学校施設の地震時の安全確保 | 38 |
| 指摘事項 | 39 |
| 意見 | 40 |
| 評価できる取組 | 43 |
| 提言 2-2 学校施設の適切な維持保全 | 44 |
| 意見 | 45 |
| 3 事務全般 | 48 |
| 提言 3 不適切な経理処理の再発防止と再点検 | 49 |
| 指摘事項（契約事務） | 52 |
| 指摘事項（検査・支出事務） | 54 |
| 指摘事項（補助金事務） | 56 |
| 指摘事項（現金等の管理） | 57 |
| その他指摘事項等 | 59 |

| | | |
|----------|--|-----------|
| 4 | 工事 | 61 |
| | 提言 4-1 管内一円工事における適切な執行管理 | 63 |
| | 指摘事項等 | 67 |
| | 提言 4-2 設計・積算業務及び工事安全管理業務 の自己点検の強化 | 69 |
| | 指摘事項 | 71 |
| 5 | 財政援助団体等 | 74 |
| | 提言 5-1 資産管理の適正化 | 74 |
| | 指摘事項 | 75 |
| | 提言 5-2 金銭不祥事の防止に向けた経理のチェック体制強化 | 84 |
| | 指摘事項 | 85 |
| | 意見 | 86 |
| | 提言 5-3 財務情報の適切な開示 | 88 |
| | 指摘事項 | 89 |
| | その他指摘事項 | 92 |

監査報告第3号

平成24年3月23日

横浜市長 林 文子 様

| | |
|---------|---------|
| 横浜市監査委員 | 川 内 克 忠 |
| 同 | 山 口 俊 明 |
| 同 | 尾 立 孝 司 |
| 同 | 川 口 正 寿 |
| 同 | 加 藤 広 人 |

平成23年度定期監査等結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

監査報告にあたって

1 基本的な考え方

東日本大震災から1年が過ぎ、復興や震災への対応に向けた様々な取組が着実に進められつつあります。しかしながら、我が国の社会経済情勢は依然として楽観を許さない状況にあり、同時に少子高齢社会の進展等により、福祉・医療・子育て等に係る経費が増大し、財政の硬直化が進んでいます。こうしたなか、横浜市政の運営においても、事業の見直しや経費節減がこれまで以上に求められており、これに伴い、監査委員の監査はかつてないほど重要性を増しています。

平成23年度の定期監査に当たり、横浜市監査委員はこのような現状認識のもと、本市の施策・事務事業について、厳正に監査を行いました。

2 今回の定期監査の特徴

監査にあたっては、適法性と正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の視点から、市政運営に関する重要課題を重点的に監査するとともに、経理事務など基本的な監査を実施しました。

【重点的な監査】

- ・債権管理（国民健康保険料、市税の未納対策等）
- ・公共施設の保全・震災対応（区庁舎、学校施設）

【基本的な監査】

- ・事務（物品購入・委託等の契約事務、検査・支出事務、補助金事務など）
- ・工事（管内一円工事、設計・積算業務、工事の安全管理など）
- ・財政援助団体等（資産管理、現金管理、財務情報の開示など）

さらに、市政の信頼性の向上に資するような監査の充実に向けて、横浜市監査委員として独自の工夫を行いました。

(1) 効果的な監査を行うための、監査手法の柔軟な組み合わせ

- ・主に財務事務を対象とする「定期監査」（第199条第1項）
 - ・主に事務の執行を対象とする「行政監査」（同条第2項）
 - ・主に団体の出納事務を対象とする「財政援助団体等監査」（同条第7項）
- を柔軟に組み合わせることで監査を実施

(2) 抜本的改善につなげるための「提言」の表明

個々の課題の指摘に加えて、類似課題の発生を未然に防止できるよう、抜本的な課題改善の方向性を提案

(3) 現場を重視した、きめ細かい訪問調査

監査委員自ら実態調査を行い、組織責任者から現状・課題等を意見聴取

(4) 3区、24局、1統括本部、8団体を対象に監査

3 成果結実の年に向けて

今回の監査では、財政面、安全面などの観点から重要課題をテーマに定めた監査とともに、的確で信頼ある行政運営に向けて基本的な経理事務についても重点を置いて監査を実施してきました。

監査で把握した課題については、個別限定的な対処に終わることのないよう全組織がスピード感をもって共有し、そして課題への対処が市政の信頼性向上の契機のひとつとなるよう、監査委員の願いを込めて「提言」をはじめとして取りまとめました。

平成24年度は成果結実の年と位置付けられております。一つひとつの施策・事務事業の実現に向けて、監査結果が活用されることを望みます。

市民の皆様におかれましては、この監査報告が、市の施策・事務事業の現状と課題、さらに改善の方向性に関する監査委員の考え方について、理解を深めていただく一助となりましたら幸いです。

執行機関においては、現状の課題を確実に振り返り、他部署の事例も十分に参考にしながら、区局長など責任者が中心となって内部統制が適切に運用されているか適宜検証するとともに、各所管業務の自己点検や他課等による相互チェックに努めていただきたいと思います。

また、日常業務の執行に当たっては、所属の責任者は業務実態や進捗状況を十分把握し、実態に応じた制度改正を行うことも含めて、職員が問題を抱え込まないような職場環境を整えることが市政の信頼性の向上に資するものと考えます。

提 言 一 覧

| テーマ | 監査委員からの提言 | 提言の概要 |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 1 債権管理 【国民健康保険料】 | 提言1-1 滞納解消に向けた組織的な進捗管理の徹底 (P14) | 滞納整理の進捗管理は、担当者任せではなく、組織的な管理が必要。 収納率の向上に向けて、財産調査は手法の工夫など有効かつ効率的に行うべき。 |
| | 提言1-2 地区担当員案件の滞納整理の推進 (P23) | 時効期間が短期であるため、地区担当員が担当する高額案件は、財産調査を早期に実施し、組織的な進捗管理が必要。 |
| | 提言1-3 債権回収体制の評価・分析 (P29) | 平成23年度新設の財政局税外債権回収担当や区の滞納整理担当係長の配置について、評価・分析が必要。 |
| 2 公共施設の 保全・震災対応 | 提言2-1 区庁舎・学校施設の地震時の安全確保 (P38) | 市民の安全確保には、建物の耐震化とともに書架等の転倒防止措置が重要。 学校屋内運動場の天井材は、落下防止措置が必要。また、天井材など非構造部材の状況を施設台帳に記録することが肝要。 |
| | 提言2-2 学校施設の適切な維持保全 (P44) | 施設は劣化の初期段階での対応が重要。 教育委員会事務局は学校施設の状況を的確に把握することが重要。 |
| 3 事務全般 | 提言3 不適切な経理処理の再発防止と再点検 (P49) | 依然として不適切な経理事務が一部の部署で判明。 再発防止に向けて、所属責任者による確実な審査、自己点検・相互チェックの実施、内部統制運用の検証が必要。 |

| テーマ | 監査委員からの提言 | 提言の概要 |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 4 工事 | 提言4-1 管内一円工事における適切な執行管理 (P63) | 管内一円工事に係る執行管理の改善に向けた仕組みづくりなど「再発防止に向けた考え方」の早急な具現化が必要。 |
| | 提言4-2 設計・積算業務及び工事安全管理業務の自己点検の強化 (P69) | 正確な積算や安全意識の向上に向けて、情報の共有化と自己点検の強化が必要。 そのために、工事内容に応じた確実な点検や現場確認の強化が重要。 |
| 5 財政援助団体等 | 提言5-1 資産管理の適正化 (P74) | 団体の自立的活動の基盤となる適切な資産管理が必要。そのためには、会計経理部門を含めた着実かつ計画的な台帳管理や実地棚卸が重要。 |
| | 提言5-2 金銭不祥事の防止に向けた経理のチェック体制強化 (P84) | 団体は、検査体制を改善強化する不断の見直しが必要。特に現金管理はリスクが高く、会計経理部門による確認が重要。 また、団体の所管局は団体の検査体制の把握と適切な指導・助言が必要。 |
| | 提言5-3 財務情報の適切な開示 (P88) | 財務諸表の信頼性の確保のため、団体における確認体制の整備や職員育成、経理部門の強化が必要。 また、引当金未計上の事例がみられるが、適正な計上が必要。 |

(参考)

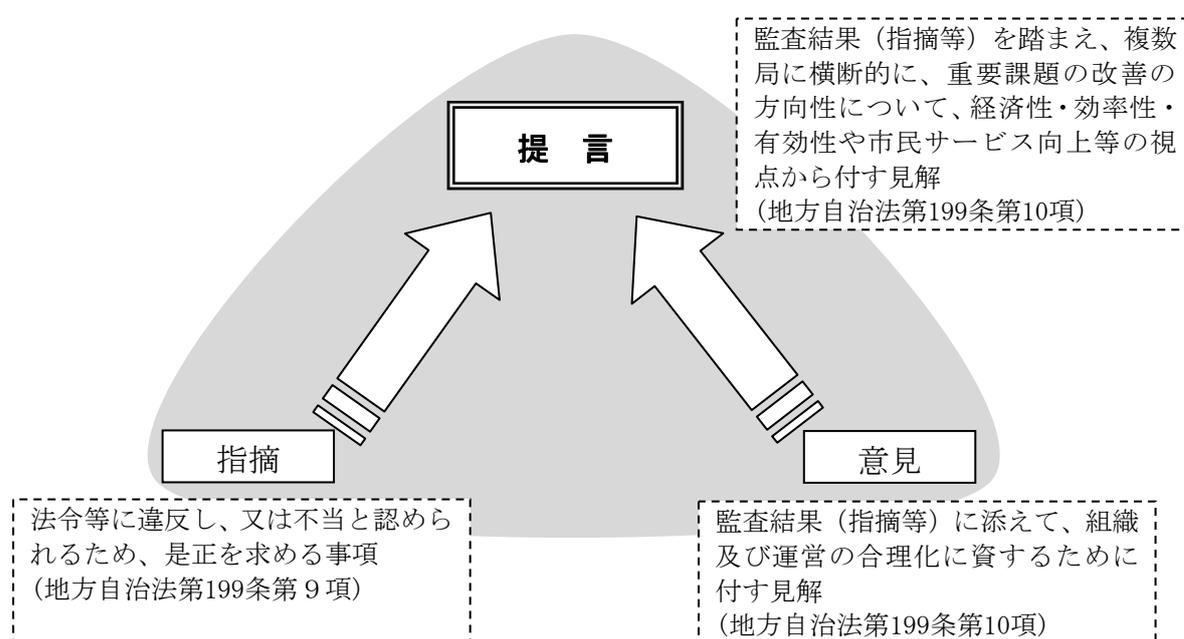
1 今回の監査における提言等の件数

| 提言 | 指摘事項 | うち改善済み※ | 意見 | 合計 |
|-----|------|---------|----|-----|
| | | (4件) | | |
| 11件 | 32件 | (4件) | 5件 | 48件 |

※ 「うち改善済み」は指摘事項全体が改善済みのもののみ集計

2 提言・指摘等の根拠と位置付け

今回の監査では、個々の事実に対して改善を求める「指摘」及び「意見」を踏まえ、複数の局に共通する重要課題について、経済性・効率性・有効性や市民サービス向上等の視点から改善の方向性を「提言」として監査委員の意見を付することとした。



【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

区局及び統括本部について、主として平成22年4月1日から平成23年8月31日までに執行された財務に関する事務及び工事（設計・委託工事等を含む）を対象に監査を行った。区役所は事務等の共通性が高いことから、3区を対象とした。

また、本市が財政的援助を行う団体等について、主として平成22年4月1日から平成23年8月31日までに執行された出納その他の事務を対象に監査を行った。財政援助団体等を所管する区局についても、併せて監査を行った。

なお、監査は対象課を抽出し実施した。（表1、表2及び表3を参照）

2 監査の期間

平成23年9月14日から平成24年3月16日まで

3 監査の方法

市政運営全体に関する重要課題として、「債権管理」、「公共施設の保全・震災対応」を重点的に監査するとともに、区局・統括本部及び財政援助団体等の事業内容に合わせて、事務、事業、工事等が関係法規、規程及び予算等に基づき適正に執行されているか、また、効果的・効率的に執行されているかなどについて監査した。（表4を参照）

監査に当たっては、抽出により関係書類等进行检查するとともに、関係職員から説明を聴取した。（表5を参照）

また、「現場重視」の視点から、監査委員による実地監査として、経理事務の自己点検や資産管理の状況、小学校や区庁舎の震災対策等について直に確認するとともに、区局長等に対し組織の責任者としてのリスク管理の考え方や施策課題への対応等について、状況確認を行った。（表6を参照）

表1 区局及び統括本部に係る監査対象一覧

| 区局統括本部名 | 課名等 |
|----------------------|--|
| 港南区 | 総務課、税務課、保険年金課、港南土木事務所 |
| 旭区 | 総務課、税務課、保険年金課、旭土木事務所 |
| 青葉区 | 総務課、税務課、保険年金課、青葉土木事務所 |
| 温暖化対策統括本部 | 調整課、プロジェクト推進課 |
| 政策局 [☆] | 統計情報課、秘書課、国際政策課、大学調整課 |
| 総務局 | 総務課、労務課、職員健康課、情報システム課 |
| 財政局 | 総務課、税制課、税務課、法人税務課、管財課 |
| 市民局 | 地域活動推進課、広聴相談課、スポーツ振興課 |
| 文化観光局 [☆] | 創造都市推進課、文化振興課 |
| 経済局 | 総務課、商業振興課、雇用労働課、中央卸売市場本場運営調整課 |
| こども青少年局 [☆] | 青少年育成課、放課後児童育成課、子育て支援課、三春学園 |
| 健康福祉局 [☆] | 福祉保健課、保険年金課、障害支援課、高齢施設課、生活衛生課、動物愛護センター、保健事業課 |
| 環境創造局 | 技術監理課、環境科学研究所、交通環境対策課、みどりアップ推進課、農地保全課、農業振興課、公園緑地整備課、北部公園緑地事務所、南部公園緑地事務所、管路保全課、管路整備課、下水道施設管理課、北部第一水再生センター、中部水再生センター、南部水再生センター、西部水再生センター、北部下水道センター、南部下水道センター、下水道施設整備課、下水道設備課 |
| 資源循環局 | 総務課、業務課、車両課、青葉事務所、一般廃棄物対策課、産業廃棄物対策課、施設課、処分地管理課、旭工場、都筑工場 |
| 建築局 | 建築企画課、宅地企画課、情報相談課、建築道路課、営繕企画課、保全推進課、施設整備課、電気設備課、機械設備課 |
| 都市整備局 | 企画課、都市交通課、都市再生推進課、みなとみらい21推進課、地域まちづくり課、都市デザイン室、市街地整備調整課、市街地整備推進課、金沢八景駅東口開発事務所、再開発課、区画整理課 |
| 道路局 | 総務課、交通安全・放置自転車課、企画課、技術監理課、路政課、施設課、建設課、橋梁課、事業調整課、河川管理課、河川事業課 |
| 港湾局 | 賑わい振興課、南部管理課、北部管理課、維持課、海務課、建設課、施設課 |
| 消防局 | 危機管理課、消防訓練センター管理・研究課、中消防署 |
| 水道局 | 総務課、料金課、港北・都筑地域サービスセンター、給水課、北部工事課、西部工事課、南部工事課、中部工事課、北部第一給水維持課、西部第一給水維持課、西部第二給水維持課、南部第一給水維持課、南部第二給水維持課、中部第一給水維持課、中部第二給水維持課、浄水課、設備課、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場、技術監理課、建設課、工業用水課 |

| | |
|------------|---|
| 交通局 | 能力開発センター、観光企画課、自動車本部営業課、施設課、車両課、建築課、電気課、新羽保守管理所 |
| 病院経営局 | 市民病院（総務課、経営経理課、人事課） |
| 会計室 | 会計管理課、審査課 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習文化財課、指導企画課、学事支援第一課、北部学校教育事務所指導主事室 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 |
| 人事委員会事務局 | 調査課、任用課 |
| 監査事務局 | 監査課 |
| 議会局 | 総務課、議事課、政策調査課 |

※ ☆は監査期間中、財政局適正経理推進担当において、経理処理に関する抽出調査を別途実施したため、物品購入事務については監査対象外とした。

表2 出資団体・財政援助団体に係る監査対象一覧

| 団体名 | 所管局 | 出資比率及び出資額 |
|-------------------------------|-------|-----------------------------|
| 公益財団法人横浜市国際交流協会 | 政策局 | 出資比率 74.8% 出資額 1,120 百万円 |
| 公立大学法人横浜市立大学（病院、医学部、医学研究科を除く） | 政策局 | 出資比率 100% 出資額 19,293 百万円 |
| 財団法人横浜市シルバー人材センター | 経済局 | 出資比率 100% 出資額 10 百万円 |
| 財団法人横浜市総合保健医療財団 | 健康福祉局 | 出資比率 100% 出資額 300 百万円 |
| 一般社団法人横浜みなとみらい21 | 都市整備局 | 出資比率 35.1% 出資額 100 百万円 |
| 公益財団法人帆船日本丸記念財団 | 港湾局 | 出資比率 50.6% 出資額 810 百万円 |

※ 出資比率及び出資額は平成23年7月現在の数値

表3 公の施設の管理団体（指定管理者）に係る監査対象一覧

| 団体名 | 対象とする公の施設 | 所管区局 | 指定管理料 |
|------------------------|--------------------------------------|----------|----------------------------|
| 公益財団法人横浜市国際交流協会 | 横浜市国際学生会館 | 教育委員会事務局 | 89 百万円 |
| 財団法人横浜市総合保健医療財団 | 横浜市総合保健医療センター 横浜市磯子区精神障害者生活支援センター | 健康福祉局 | 769 百万円 45 百万円 |
| 帆船日本丸記念財団・JTB法人東京共同事業体 | 日本丸メモリアルパーク | 港湾局 | 300 百万円 |
| 財団法人横浜市緑の協会 | 本牧市民公園・本牧臨海公園 日野中央公園 今川公園 | 環境創造局 | 33 百万円 20 百万円 25 百万円 |

※ 指定管理料は平成22年度決算額

表4 区局及び統括本部に係る監査実施状況

| 区局名等 | 重点的な監査 | | 基礎的な監査 | | |
|------------|--------|----------------------|--------|----|-------------|
| | 債権管理 | 公共施設の 保全・ 震災対応 | 事務全般 | 工事 | 財政援助 団体等 |
| 港南区 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 旭区 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 青葉区 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 温暖化対策統括本部 | | | ○ | | |
| 政策局 | | | ○ | | ○ |
| 総務局 | | | ○ | | |
| 財政局 | ○ | | ○ | | |
| 市民局 | | | ○ | | |
| 文化観光局 | | | ○ | | |
| 経済局 | | | ○ | | ○ |
| こども青少年局 | | | ○ | | |
| 健康福祉局 | ○ | | ○ | | ○ |
| 環境創造局 | | | ○ | ○ | ○ |
| 資源循環局 | | | ○ | ○ | |
| 建築局 | | | ○ | ○ | |
| 都市整備局 | | | ○ | ○ | ○ |
| 道路局 | | | ○ | ○ | |
| 港湾局 | | | ○ | ○ | ○ |
| 消防局 | | | ○ | | |
| 水道局 | | | ○ | ○ | |
| 交通局 | | | ○ | ○ | |
| 病院経営局 | | | ○ | | |
| 会計室 | | | ○ | | |
| 教育委員会事務局 | | ○ | ○ | | ○ |
| 選挙管理委員会事務局 | | | ○ | | |
| 人事委員会事務局 | | | ○ | | |
| 監査事務局 | | | ○ | | |
| 議会局 | | | ○ | | |

※ 表1の監査対象課について、各事業内容に応じて監査を実施した。

表5 監査における抽出状況

| 事務全般 | 件数 | 監査対象所属数 |
|--------|---------|---------------|
| 監査対象事務 | 26,613件 | 28区局・統括本部 82課 |
| 抽出事務 | 3,545件 | |
| 抽出率 | 13.3% | |

| 工事 | 件数 | 工事金額（契約） |
|--------|--------|----------------|
| 監査対象工事 | 7,768件 | 3,289億 2,019万円 |
| 抽出工事 | 776件 | 733億 83万円 |
| 抽出率 | 10.0% | 22.3% |

表6 監査委員による実地監査

| 実施日 | 対象区局等 | 主な内容 | 担当監査委員 |
|-----------------|---------------------|--|----------------------|
| 平成23年 10月24日 | 財団法人横浜市緑の協会 | ・施設の管理運営について 〈本牧市民公園、本牧臨海公園〉 | 川内委員 川口委員 |
| | 市民局 建築局 資源循環局 | ・PFI事業について 〈瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業〉 ・震災対策について 〈資源循環局都筑工場耐震補強工事〉 | 山口委員 尾立委員 加藤委員 |
| 平成23年 11月18日 | 水道局 | ・自己点検の状況について ・施設の管理運営について 〈水道記念館・水道技術資料館〉 | 山口委員 加藤委員 |
| | 財政局 | ・債権の回収状況について 〈税外債権回収担当〉 | 川内委員 尾立委員 川口委員 |
| 平成24年 1月20日 | 教育委員会事務局 | ・学校施設の耐震化について 〈川上北小学校〉 | 山口委員 川口委員 |
| | 道路局 | ・管内一円工事について | 川内委員 尾立委員 加藤委員 |
| 平成24年 2月3日 | 港南区 旭区 | ・債権管理について 〈国民健康保険料ほか〉 ・震災対策について ・経理事務の自己点検について | 川内委員 尾立委員 川口委員 |
| | 公立大学法人 横浜市立大学 | ・内部統制の状況について 〈金沢八景キャンパス〉 | 山口委員 加藤委員 |

第2 監査の結果等

事務、工事、財政援助団体等に関する事務について、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。また、区局・統括本部及び財政援助団体等においては、自己点検を積極的に行い、事務改善を推進されたい。

なお、監査後に区局等が既に改善を行ったものについては、その内容を記載するとともに、評価できる取組については、その内容を取り上げて紹介した。

1 債権管理

[債権管理の取組強化の必要性]

厳しい財政状況の中で、本市の収入未済額は減少しているものの、依然として多額（平成22年度収入未済額：約 522億円）となっており、歳入確保にとどまらず、市民間の負担公平性確保の観点からも債権回収の取組が急務となっている。

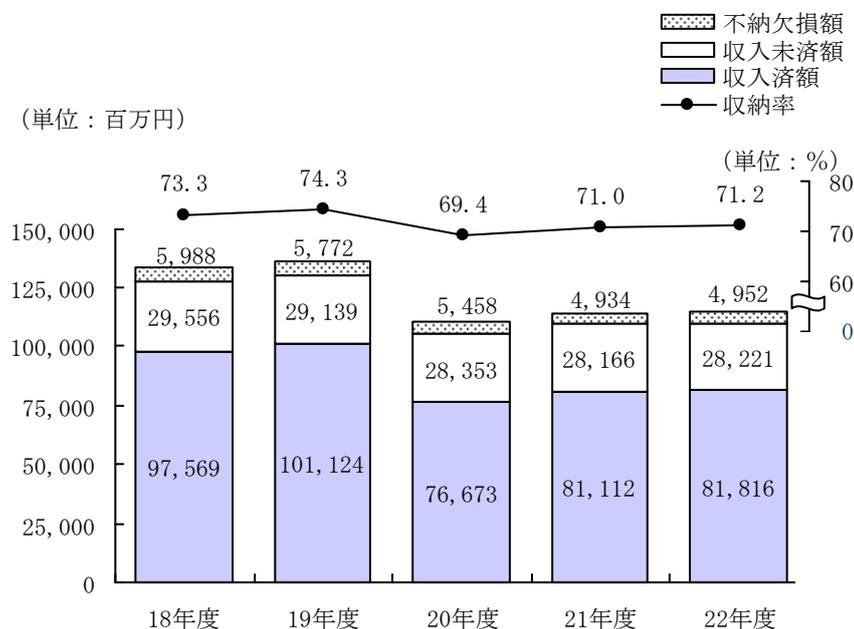
[対象債権選定の考え方]

そこで、今回の定期監査では、収入未済額が多額となっている上位2債権である国民健康保険料と市税について、一層の取組強化が必要と考えられることから、債権の管理状況を確認した。

監査対象債権の収入未済額（平成22年度決算）

| 債権名 | 所管局 | 収入未済額 |
|---------|-------|------------|
| 国民健康保険料 | 健康福祉局 | 28,221 百万円 |
| 市税 | 財政局 | 14,899 百万円 |

<過去5年間の歳入（国民健康保険料）決算の推移>



今回監査対象とした債権の時効期間

| 債権名 | 時効期間 |
|---------|------|
| 国民健康保険料 | 2年 |
| 市税 | 5年 |

※ 国民健康保険料の時効期間は2年と市税に比べて短期間となっている。

[監査の視点]

債権管理業務の適正性や公平性に加え、有効性、効率性に着目して、滞納解消に向けた取組実績や債権回収体制の状況を中心に監査を実施した。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。



滞納整理支援システムについて確認する
監査委員
<平成23年11月18日 財政局>

① 国民健康保険料

提言 1-1 滞納解消に向けた組織的な進捗管理の徹底

滞納整理を推進するためには、積極的に財産調査を実施し、回収可能性を見極め、納付資力があるものについては確実に差押え等の滞納処分を執行し、納付資力がないものについては滞納処分の執行停止等を行い、より効率的な整理を図る必要がある。

国民健康保険料の財産調査については、収納率の向上を図るため、差押えや執行停止に確実に結び付けるよう調査手法に工夫を図るなど、有効的かつ効率的に実施することが重要である。

また、滞納整理の進捗状況を管理することが非常に重要であることから、担当職員任せにすることなく、組織的な進捗管理を行い、効果的な滞納整理を推進すべきである。

提言の背景

(1) 滞納世帯数等の状況

滞納世帯数は前年度に比べ減少しているものの、収入未済額は増加している。

国民健康保険料の滞納世帯数及び収入未済額【全市】
(平成22年度決算 平成23年5月31日現在)

| 滞納世帯数※ (前年度比増減) | 収入未済額※ (前年度比増減) |
|------------------------|-------------------------|
| 約 13.0万世帯 (△0.1万世帯) | 28,221 百万円 (+55 百万円) |

※ 滞納世帯数と収入未済額は、平成22年度現年度分と滞納繰越分の合計

(2) 滞納回収への対応状況

区役所における国民健康保険料の滞納整理対応状況は次のとおりである。
滞納担当職員と国民健康保険地区担当員^{※1}（以下「地区担当員」という。）の受持案件数は前年とほぼ同数となっており、限られた人員体制の中で効率的な滞納整理が求められている。

※1 国民健康保険地区担当員
国民健康保険の未納保険料及び延滞金の訪問徴収等を行う非常勤嘱託員。
国民健康保険法等で規定された調査権は付与されていない。

区保険年金課の職員数及び職員1人当たり受持滞納世帯数【全市】

| | 年度 | 職員数 | 滞納世帯数※ | 職員1人当たり 受持世帯数 |
|--------|------|-----|----------|------------------|
| | | a | b | c=b/a |
| 滞納担当職員 | 23年度 | 91人 | 64,194世帯 | 705世帯 |
| | 22年度 | 88人 | 65,511世帯 | 744世帯 |
| 地区担当員 | 23年度 | 55人 | 69,054世帯 | 1,256世帯 |
| | 22年度 | 59人 | 65,787世帯 | 1,115世帯 |

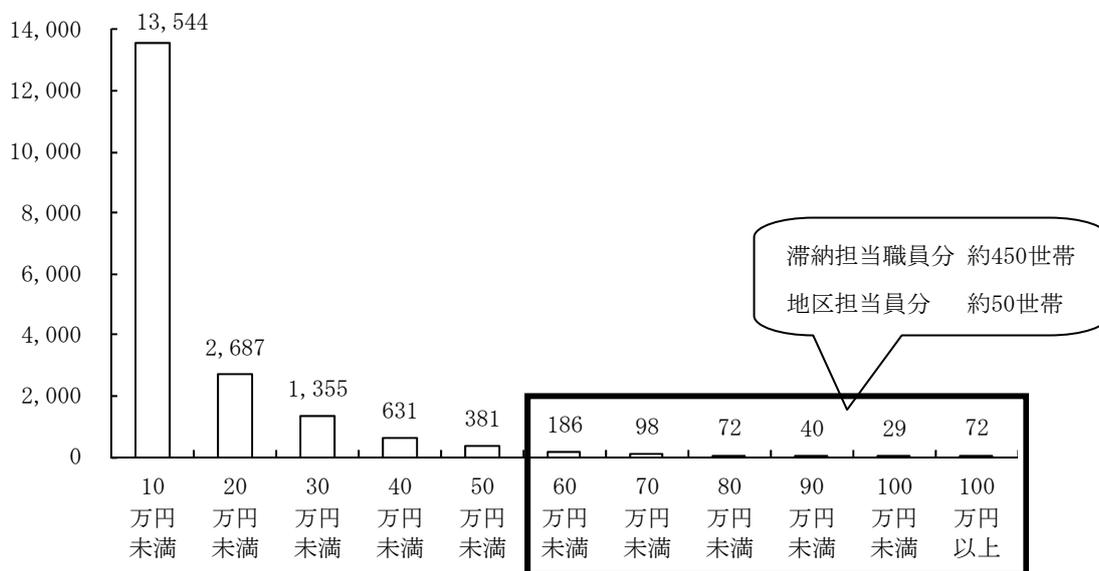
※ 滞納世帯数は各年度5月19日現在

(3) 財政局税外債権回収担当設置の影響

今年度より各区から高額滞納案件を中心に10,662件が財政局税外債権回収担当に引き継がれ、区役所では残りの約12万件を担当することになった。1件当たりの平均滞納金額は、財政局分が約70万円、区役所分が約13万円となり、区役所では高額な案件が減少したものの、今回監査対象とした3区（港南区・旭区・青葉区）についてみたところ、依然として滞納金額50万円以上の高額な案件が3区合計で約500件あった。

<滞納金額（過年度分）区別滞納世帯数（平成24年3月現在）【3区】>

（単位：世帯）



※ 財政局引継ぎ分を除く。

※ 平成24年3月 収納対策支援システム上で調査

監査の状況

(1) 滞納解消に向けた進捗管理の徹底

ア 財産調査の優先順位づけの状況

健康福祉局では、各区の滞納金額上位 50件及び年収 500万円以上の滞納世帯の財産調査を最優先案件とするよう区役所に指導・助言している。

区役所では、原則として滞納金額が多い世帯から順に財産調査を行っているが、納付相談を実施した滞納者や執行停止の検討を要する案件、時効が迫っている案件については優先的に調査を実施している。

イ 進捗管理の状況

(7) 個別案件調査

a 調査対象

監査対象とした3区において、滞納金額の階層別に抽出した30世帯（3階層、各10世帯）について、ヒアリング等により滞納者との折衝状況、財産調査の実施状況など進捗管理の状況を確認した。

調査対象抽出状況（国民健康保険料）

| 滞納金額階層 | 調査件数 |
|-----------|----------|
| 滞納担当職員分 | 3区計 90世帯 |
| 75万円以上 | 3区計 30世帯 |
| 75万円～50万円 | 3区計 30世帯 |
| 50万円～25万円 | 3区計 30世帯 |

※ 平成23年9月末を基準に抽出

b 滞納整理の進捗状況

今回の調査対象案件について、調査時点（平成23年11月）での滞納整理の進捗状況を確認した結果は次のとおりである。

滞納金額 75万円以上の案件については全て折衝や財産調査等により進捗が図られているが、滞納金額 75万円未満については財産調査が不十分な案件が見受けられた。

これらの案件は、調査時点では、いずれも滞納解消の見通しが立っていないにもかかわらず、納付資力の見極めのための財産調査が十分に行われていなかったものであることから、確実に財産調査を実施することが必要である。

滞納整理の進捗状況（国民健康保険料）

| | 調査 件数 | 進捗していない案件 | | | |
|-----|----------|-----------|----------------|-----------------|-----------------|
| | | 合計 | 滞納金額 75万円以上 | 滞納金額 75～50万円 | 滞納金額 50～25万円 |
| 港南区 | 30 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件 |
| 旭区 | 30 件 | 4 件 | 0 件 | 3 件 | 1 件 |
| 青葉区 | 30 件 | 4 件 | 0 件 | 2 件 | 2 件 |

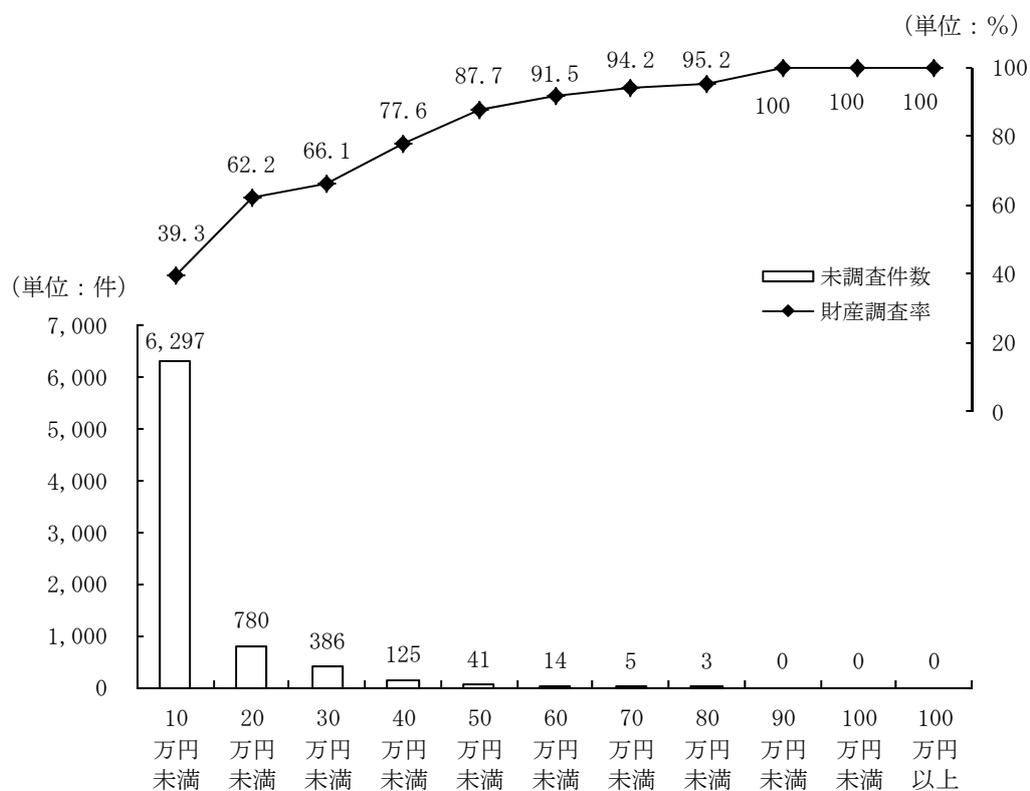
(イ) 財産調査実施状況

監査対象とした3区における滞納担当職員分の財産調査の実施状況は、調査時点（平成24年3月）で、次のとおりであった。

滞納金額が多い世帯から順に調査が行われ、滞納金額50万円以上の高額な案件は90%以上の高い調査率となっている。

＜滞納担当職員分の滞納金額（過年度分）区分別

財産調査率及び財産未調査件数【3区】＞



※ 財政局引継ぎ分を除く。

※ 平成24年3月 収納対策支援システム上で調査。

収納対策支援システムにより調査した案件数を集計。他の方法により財産調査したものは未調査に分類されるため、実数値とは一致しないことがある。また、市税情報の閲覧件数は含まない。

収納率の向上を図るため、財産調査を差押えや執行停止に確実に結び付けるよう、国民健康保険法等で規定された調査権による市税情報を活用した財産調査をより一層進めるなど、調査方法に工夫を図ることにより、有効的かつ効率的に実施することが重要である。

ウ 進捗管理の方法

今回監査対象となった3区では、いずれも滞納担当職員を地区別担当制としている。

港南区と青葉区は、滞納金額上位50件の案件を指定して組織的な進捗管理を行っている。また、旭区では、同様に滞納金額上位50件の指定案件のほか、区域を5地区に分類した各地区の上位50件、計250件についても組織的に進捗管理を行っている。

しかし、3区とも、その他の案件については必要に応じて各担当職員が係長と情報共有を行うにとどまっている。

財産調査等の状況を把握し、滞納整理を推進するためには、担当職員任せにすることなく、課長・係長による組織的な進捗管理を行うことが非常に重要である。そのためには、各区において具体的な金額による基準を定めて管理を行うなど、より組織的な進捗管理を実施し、効果的な滞納整理を推進すべきである。

エ 滞納処分の停止^{※2}状況

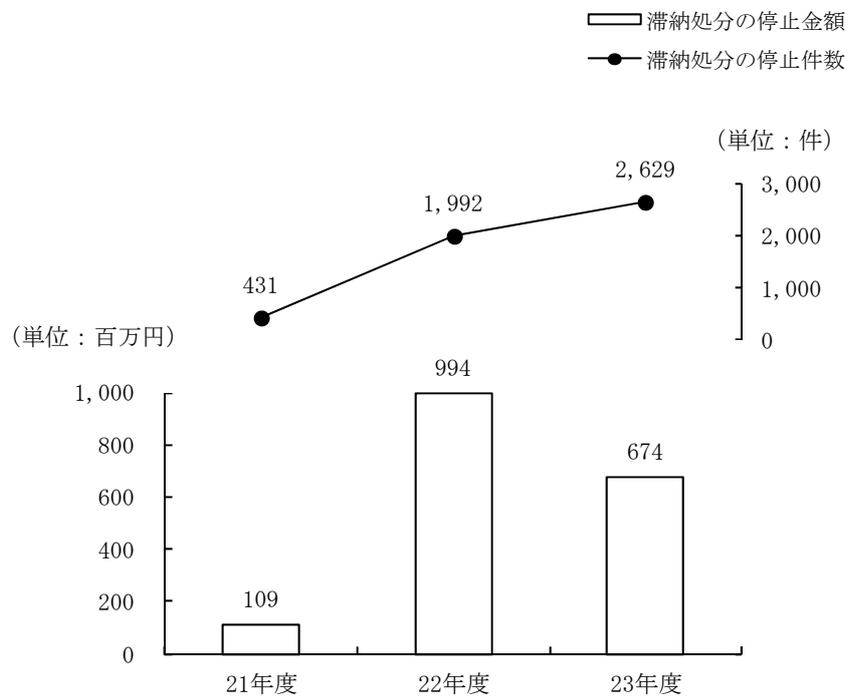
国民健康保険料の滞納処分の停止については、財産の有無を見極めるため、健康福祉局が平成22年度に「財産調査票」を作成して各区に示し、滞納整理の促進を図っているところである。

※2 滞納処分の停止

国税徴収法第153条第1項の規定により、次の3要件のうちいずれかを満たす者については差押等の滞納処分を行わないことをいう。なお、後に滞納者の資力の回復が認められたときには、その時点で停止は取り消される。

- ① 財産がないとき
- ② 滞納処分により生活が窮迫することが明らかなき
- ③ 所在及び滞納処分可能な財産がいずれも不明のとき

＜国民健康保険料 滞納処分の停止実績の推移【全市】＞



※ 平成23年度は財政局引継ぎ分を除く12月末現在の実績
(参考) 市税の平成22年度実績は、件数が約4万8千件、金額が約71億円となっている。

国民健康保険料 滞納処分の停止件数

| | 22年度 | 23年度※ | 増減 |
|-----|-------|-------|--------|
| 港南区 | 227 件 | 280 件 | + 53 件 |
| 旭区 | 37 件 | 92 件 | + 55 件 |
| 青葉区 | 127 件 | 174 件 | + 47 件 |

※ 平成23年度は財政局引継ぎ分を除く12月末現在件数

全市の平成22年度の実績値によれば、滞納処分の停止件数及び金額とも前年度に比べて大幅に増加している。

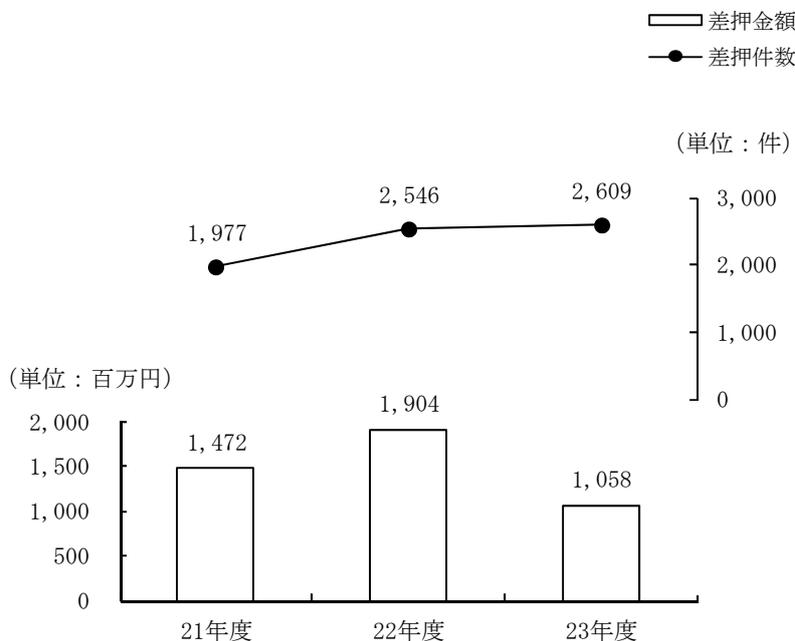
3区の平成23年度の停止件数も前年度に比べて着実に増加しているものの、停止件数にはばらつきがみられた。

効率的な滞納整理を推進するためには、財産調査の結果による見極めを確実にを行い、納付資力がないものは早急に停止する必要があることから進捗管理の徹底が求められる。

オ 滞納処分の執行状況

国民健康保険料の滞納処分（差押え）についての状況は次のとおりである。

＜国民健康保険料 差押実績の推移【全市】＞



※ 平成23年度は財政局引継ぎ分を除く12月末現在実績

(参考) 市税の平成22年度実績は、件数が約3万件、金額が約80億円となっている。

全市の平成22年度の差押件数及び金額は、前年度に比べて大幅に増加している。

また、平成23年度も年度途中ながら前年度を上回る差押件数となっているが、滞納額を圧縮するためには財産調査結果による見極めを行い、納付資力があるものは滞納処分を執行し効率的な滞納整理を推進する必要があることから、進捗管理の徹底が求められる。

なお、平成22年度に比べ差押件数が増加しているにもかかわらず差押金額が減少しているのは、高額案件が財政局税外債権回収担当に引き継がれ、区役所で扱う案件の滞納金額が減少した影響によるものと考えられる。

カ 欠損処分^{※3}の状況

平成22年度の国民健康保険料の欠損処分理由は次のとおりである。

「財産不明」が最も多くなっているのは、一定の財産調査を行ったが不明であったものや、財産調査の優先順位が低く、折衝等の状況から財産不明とされたこと等によるもので、時効の完成後に欠損処分が行われている。

※3 欠損処分

自治体において、時効完成等の理由により債権の徴収が不可能となった場合に、債権を放棄することをいう。

市税及び国民健康保険料等の強制徴収公債権については、徴収権そのものが時効完成により消滅することから、それを理由に欠損処分を行うこととなる。

平成22年度 国民健康保険料 欠損処分理由別集計表

| | 港南区 | 旭区 | 青葉区 | 全市合計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 財産不明 | 177.2 百万円 | 274.1 百万円 | 261.6 百万円 | 4,122.7 百万円 |
| 対全体比 | 79.8 % | 88.3 % | 82.4 % | 83.3 % |
| 生活困窮 | 26.9 百万円 | 6.1 百万円 | 24.2 百万円 | 308.0 百万円 |
| 対全体比 | 12.1 % | 2.0 % | 7.6 % | 6.2 % |
| 所在不明 | 4.4 百万円 | 12.7 百万円 | 3.8 百万円 | 182.3 百万円 |
| 対全体比 | 2.0 % | 4.1 % | 1.2 % | 3.7 % |
| 転居先不明 | 9.2 百万円 | 14.1 百万円 | 24.3 百万円 | 266.1 百万円 |
| 対全体比 | 4.1 % | 4.5 % | 7.7 % | 5.4 % |
| 生活保護開始 | 0.1 百万円 | 1.0 百万円 | 1.3 百万円 | 31.0 百万円 |
| 対全体比 | 0.1 % | 0.3 % | 0.4 % | 0.6 % |
| 死亡 | 4.2 百万円 | 2.4 百万円 | 2.5 百万円 | 41.8 百万円 |
| 対全体比 | 1.9 % | 0.8 % | 0.8 % | 0.8 % |
| 合計 | 222.1 百万円 | 310.4 百万円 | 317.6 百万円 | 4,952.0 百万円 |

※ 対全体比は、小数第1位で表示し、第1位未満は四捨五入した。したがって、内訳の合計が100%とならない場合がある。

提言1-2 地区担当員案件の滞納整理の推進

国民健康保険料については時効期間が2年と短く、地区担当員から滞納担当職員への引継時期が年1回に限られている現状では、引き継ぎ後時効完成までの短時間で滞納整理を進める必要がある。

地区担当員の担当している高額案件のうち滞納が解消しない案件については、財産調査を早急に実施した上で折衝・処分を行うなど、滞納解消に向けた組織的な進捗管理を推進すべきである。また、そのうち常時不在で連絡・納付がない世帯などについては、早期に滞納担当職員において滞納整理に取り組むことができるよう検討する必要がある。

提言の背景

(1) 地区担当員制度

ア 地区担当員による訪問徴収

国民健康保険料では、文書による督促や催告に加え、国民健康保険地区担当員^{※4}による訪問催告を行っている。

国民健康保険料が納期限までに納付されない場合は、まず督促状を送付し、その納期限から30日経過しても納付されないときには、各区の地区担当員が訪問して徴収や納付折衝を行っている。

※4 国民健康保険地区担当員（再掲）

国民健康保険の未納保険料及び延滞金の訪問徴収等を行う非常勤嘱託員。

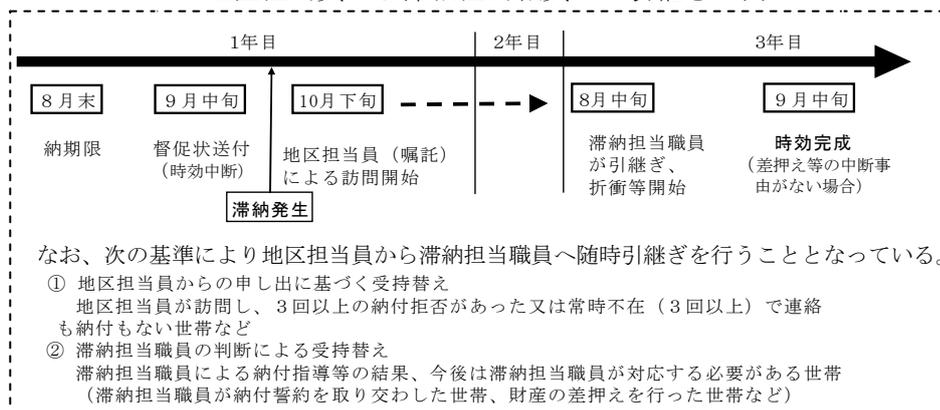
国民健康保険法等で規定された調査権は付与されていない。

イ 地区担当員と滞納担当職員の役割分担

滞納初期段階において、督促状発付（納期限の翌月）から約1か月経過した未納案件が地区担当員に引き継がれる。

地区担当員の受持世帯は未納が当該年度・前年度の範囲内の案件であり、滞納発生から1年超となって、原則として滞納担当職員に引き継ぐこととなっている。（例年8月20日）

<地区担当員から滞納担当職員への引継ぎの例>



国民健康保険料の滞納初期段階においては、原則として地区担当員が徴収を担当している。国民健康保険料の時効は短期間（2年）であり、案件によっては早期から財産調査等を行っていく必要がある。

ウ 地区担当員制度について

地区担当員制度については、未収債権整理促進対策会議^{※5}でも検討の必要性について述べられており、現在、健康福祉局において、あり方を検討しているところである。

※5 未収債権整理促進対策会議

本市の未収債権回収整理促進のための全庁的会議で、各債権所管部署の連携強化及び情報の共有化を図ることを目的とする。

監査の状況

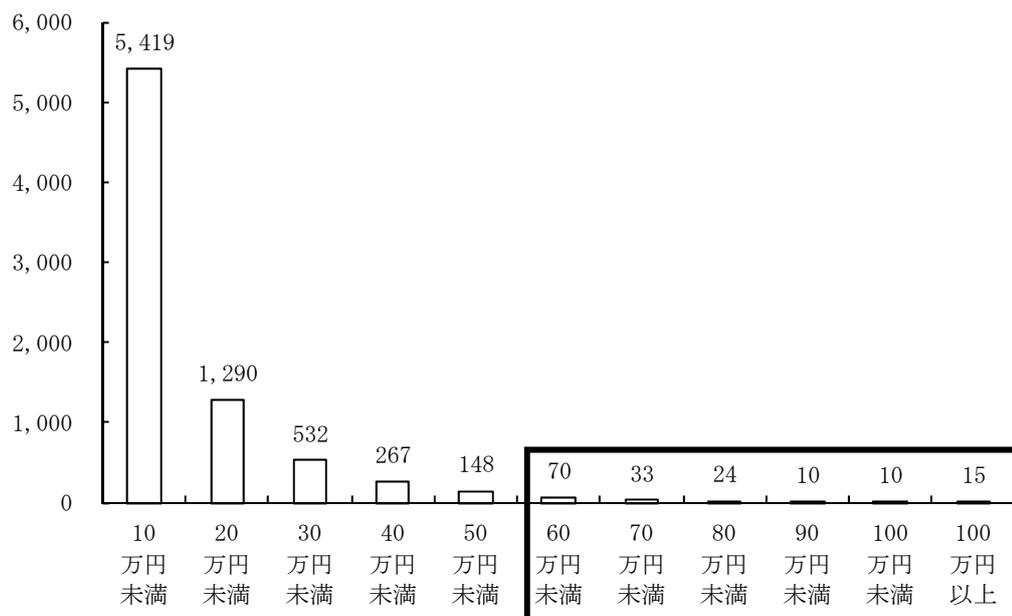
(1) 地区担当員案件の状況

今回監査対象とした3区の地区担当員案件の滞納金額別内訳は次のとおりである。

滞納金額 50万円以上の高額案件は3区合計で約 160件となっている。

<地区担当員分の滞納金額（現年度分と過年度分の合計）区分別滞納世帯数【3区】>

（単位：世帯）



※ 平成24年3月 収納対策支援システム上で調査

(2) 地区担当員案件の進捗管理

ア 進捗管理の方法

地区担当員案件の進捗管理は原則として地区担当員が行っているが、今回監査対象とした3区では、滞納金額上位50件の案件等は、地区担当員の案件についても滞納担当職員が管理する対応をとっている。

また、「地区担当員徴収事務マニュアル」によれば、地区担当員の受持世帯については、常時不在（訪問したが不在であった回数3回以上）で連絡・納付がなく、地区担当員からの申し出があった世帯や財産の差押えを行った世帯等で今後は滞納担当職員が対応する必要があるものについては、地区担当員から滞納担当職員へ随時引き継ぐこととなっている。

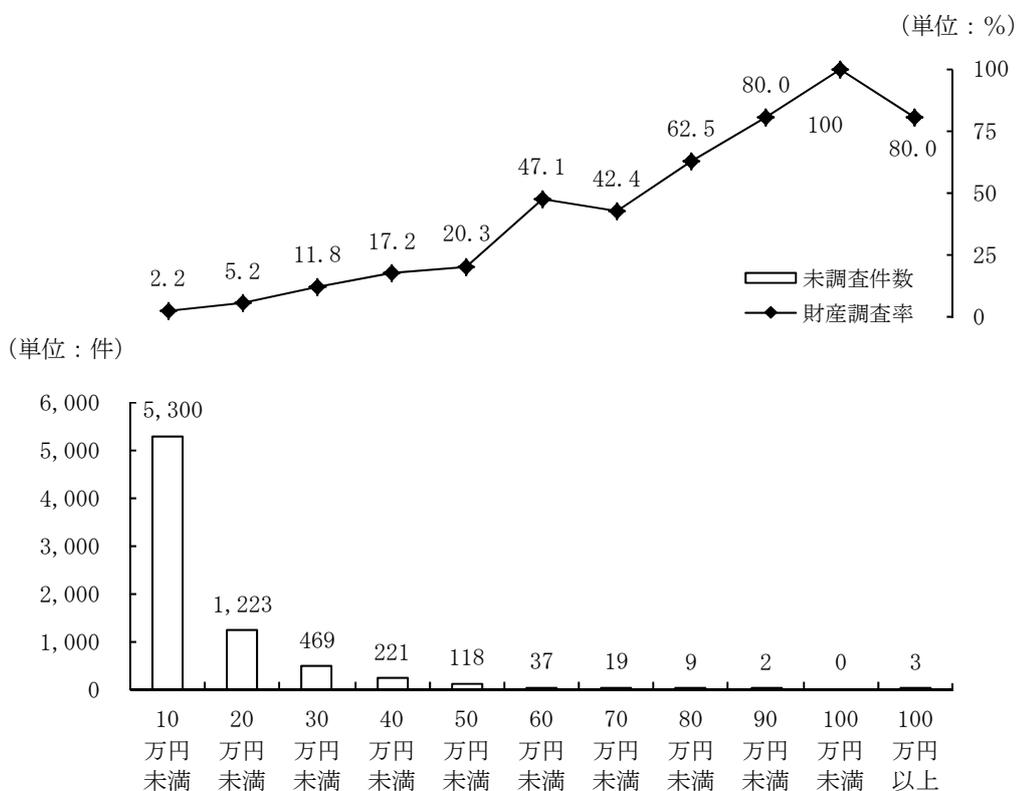
イ 進捗管理の状況

(7) 財産調査実施状況

監査対象とした3区における地区担当員分の財産調査の実施状況は、調査時点（平成24年3月）で次のとおりであり、高額の場合については調査率が高い傾向にある。

また、未実施案件の中には、分割納付中や滞納になって日が浅い案件があるものの、滞納金額50万円以上の高額案件が70件含まれている。

＜地区担当員分の滞納金額（現年度分と過年度分の合計）区分別
財産調査率及び財産未調査件数【3区】＞



※ 財政局引継ぎ分を除く。

※ 平成24年3月 収納対策支援システム上で調査。

収納対策支援システムにより調査した案件数を集計。他の方法により財産調査したものは未調査に分類されるため、実数値とは一致しないことがある。また、市税情報の閲覧件数は含まない。

(イ) 個別案件調査

a 調査対象

今回監査対象とした3区の地区担当員案件のうち、各区10件、計30件を抽出し、ヒアリング等により滞納者との折衝状況、財産調査の実施状況などを確認した。

b 滞納整理の進捗状況

調査時点（平成23年11月）での滞納整理の進捗状況を確認した結果は次のとおりである。

調査対象の案件のうち、次のように進捗が図られていない案件が見受けられた。いずれも滞納金額が30万円を超えており（うち50万円以上の案件3件）、訪問徴収の効果が上がっていないことから、早急に滞納担当職員に引き継ぎ、財産調査に着手することなどが必要な案件であったにもかかわらず適切な対応がとられていなかった。

地区担当員の案件中、収納実績がなく、
財産調査が未実施の案件（訪問・不在3回以上）

| | 滞納開始 時期 | 訪問・不在 回数 | 保険料の 収納実績 | 滞納金額※ |
|-----|------------|-------------|--------------|-------|
| 港南区 | 平成22年7月 | 3 | なし | 47万円 |
| | 平成22年7月 | 7 | | 39万円 |
| 旭区 | 平成22年5月 | 6 | | 76万円 |
| | 平成22年12月 | 6 | | 84万円 |
| 青葉区 | 平成22年9月 | 5 | | 61万円 |
| | 平成22年6月 | 5 | | 45万円 |

※ 滞納金額は、平成23年11月時点における本料の現年度分と過年度分の合計金額

(3) 組織的な進捗管理の推進

地区担当員から滞納担当職員への引継ぎの仕組みによれば、案件によっては、約2年間地区担当員が担当することとなるが、国民健康保険料の時効期間は短期間であることから、案件によっては早期の取組が求められる。

また、3区における滞納金額50万円以上の高額案件合計約160件のうち未調査の案件が70件あったことから、地区担当員が担当している高額案件で訪問徴収の効果が上がっておらず、滞納が解消しないものについては、財産調査を早急を実施した上で折衝・処分を行うなど、滞納解消に向けて組織的な進捗管理を推進することが強く求められる。

さらに、今回の調査結果によると、早期の組織的な取組が必要な案件であ

ったにもかかわらず、滞納担当職員への引継ぎが行われずに進捗していない案件が見受けられた。滞納の累積化を防止するためには、滞納が解消しない高額案件のうち常時不在で連絡・納付がない世帯については、早期に滞納担当職員に引き継ぐ仕組みとすることや、現在年1回と限られている引継回数を増やすなど、引継方法の見直しを行う必要がある。

提言 1-3 債権回収体制の評価・分析

平成23年度から2年間、財政局の税外債権回収担当において、国民健康保険料の高額滞納案件等の集中整理が行われている。平成25年度以降も継続して滞納整理を推進するため、税外債権回収担当や一部の区保険年金課に配置している滞納整理担当係長など債権回収体制の強化の取組について、評価・分析が必要である。

提言の背景

財政局税外債権回収担当は、国民健康保険料をはじめとした未収債権の一部を引き継ぎ、滞納整理を進めているが、平成23年度から2年間の時限組織であり、平成25年度以降の徴収体制については、未収債権整理促進対策会議においても検討課題となっている。

また、滞納整理担当係長の配置等により、区役所の滞納整理体制の強化を図っている。

全市の滞納繰越分の収納額は、平成23年12月末現在、対前年同月比約6億5千万円の増となっている。

平成23年度 国民健康保険料の滞納繰越分収納額実績（平成23年12月末現在）

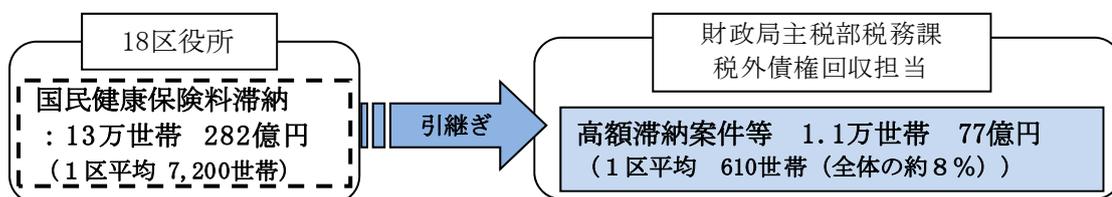
| | 滞納繰越分収納額実績 |
|---------|------------|
| 区役所 | 36.7 億円 |
| 財政局 | 7.2 億円 |
| 全市 | 43.9 億円 |
| (前年同月比) | (+ 6.5 億円) |

監査の状況**(1) 税外債権回収担当**

平成23年度から、財政局の税外債権回収担当において、国民健康保険料の滞納案件のうち、高額滞納者層等で区保険年金課業務とは切り離して滞納整理をする方が実効性が高いと判断した案件を引き継ぎ、集中整理が行われている。

2年間の時限組織で、担当部長以下、課長1人、係長6人及び職員2人により、滞納整理に専念できる体制となっている。

<国民健康保険料滞納案件の財政局への引継ぎ>



(2) 区保険年金課

ア 国民健康保険料の収納状況

健康福祉局は財政局税外債権回収担当への案件引継ぎを考慮し、いずれの区役所についても滞納繰越分の収納額が前年度を下回るものと想定していた。しかし、監査対象とした3区（港南区、旭区及び青葉区）の収納実績をみると、滞納繰越分については、旭区及び青葉区では前年同月比で前年実績を上回り、港南区では前年実績を下回るものの、想定したほどの減少とはなっていない。

なお、現年度分については、3区とも平成23年12月末現在で、前年度の収納率を上回るペースの実績を上げている。

平成23年度 国民健康保険料の収納実績（平成23年12月末現在）

| | 滞納繰越分 | | | | 現年度分 | | |
|-----|-------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|-------------|-----------|
| | 収納額 (実績) | 収納額 (目標) | 達成率 | 前年同月 (前年同月比) | 収納率 (実績) | 収納率 (目標) | 前年 同月比 |
| 港南区 | 184 百万円 | 180 百万円 | 102.2 % | 196 百万円 △12(△6.1%) | 60.5 % | 90.6 % | +0.8 % |
| 旭区 | 232 百万円 | 205 百万円 | 113.2 % | 226 百万円 +6(+2.7%) | 59.4 % | 88.6 % | +1.1 % |
| 青葉区 | 244 百万円 | 224 百万円 | 108.9 % | 229 百万円 +15(+6.6%) | 60.6 % | 90.9 % | +0.8 % |

イ 滞納整理執行体制

3区の保険年金課の滞納担当職員は、滞納整理業務のほか、収納業務等を兼務し、国民健康保険業務全般を扱う通常の窓口ローテーションにも組み込まれており、専任で滞納整理業務を行う状況にはない。

実地監査においても、窓口や電話対応に時間が割かれ、集中して滞納整理に取り組む時間が少ないことが区役所の課題として挙げられている。

平成23年度 滞納整理執行体制

| | 係長 | 滞納担当職員 | 地区担当員 |
|-----|--------------------------|--------|------------|
| 港南区 | 収納担当係長 1人 | 4人 | 3人 |
| 旭区 | 収納担当係長 1人 滞納整理担当係長 1人 | 6人 | 4人 |
| 青葉区 | 収納担当係長 1人 | 6人 | 4人（欠員1人含む） |

(3) 滞納整理担当係長の配置

旭区では、平成23年度から保険年金課に滞納整理担当係長を新たに配置している。

現在5区に滞納整理担当係長をモデル配置し、区役所の滞納整理体制の強化に取り組んでいる。

滞納整理担当係長の配置状況

| 22年度～ | 23年度～ |
|--------|-------------|
| 鶴見区、中区 | 神奈川区、旭区、港北区 |

(4) 区税務課及び保険年金課の運営責任職の兼務

区税務課及び保険年金課の運営責任職の兼務については、市税と国民健康保険料の重複滞納者の滞納整理を相互に連携し、一層効果的に進めることを目的として、平成21年度から全区で実施している。これにより、保険年金課は年度当初に指定した市税と国民健康保険料の重複滞納者について、財産調査権に基づく請求を行い、市税滞納者の所有財産などの情報提供を受けている。

指摘事項（債権管理）

(1) 不当利得返還請求事務の不徹底（港南区、旭区）

国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である横浜市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

「審査済診療報酬明細書等に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）によれば、返還義務者に対して納入通知書を送付し、期限内に納入されない場合は督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納入されないときは催告を行うよう定められている。

そこで、不当利得返還請求に関する事務についてみたところ、要領に定められた催告書の送付事務が行われていなかった。

については、要領に従い適切に事務処理を行われたい。

（港南区保険年金課、旭区保険年金課）

不当利得返納金の現年度分収入未済額の状況

| 区名 | 年度 | 件数 | 金額 |
|-----|------|-------|-------------|
| 港南区 | 22年度 | 132 件 | 2,554,325 円 |
| | 23年度 | 75 件 | 1,635,336 円 |
| 旭区 | 22年度 | 152 件 | 2,821,324 円 |
| | 23年度 | 89 件 | 1,148,745 円 |

※ 平成23年度は9月までの実績

(2) 国民健康保険地区担当員報酬の督促算入事務の不徹底（青葉区）

国民健康保険地区担当員は、未納保険料及び延滞金の訪問徴収業務を行う非常勤嘱託員で、基本報酬に加え、能率報酬、延滞金徴収報酬等が支給されている。

能率報酬等は、訪問徴収実績に基づき算定されるが、被保険者が不在の際に「訪問・不在連絡票」や「納付書」等の文書で催告をした結果、保険料等が納付された場合は、これを訪問徴収実績に加算する「督促算入」が認められている。

そこで、平成23年度の督促算入に係る事務をみたところ、地区担当員の訪問履歴がないにもかかわらず、訪問徴収実績に算入していたものが見受けられた。

については、「地区担当員徴収事務マニュアル」に定められた事務手続を遵守するとともに、算入基準に該当しない保険料及び延滞金について、報酬を再計算し、適正な処理を行われたい。

（青葉区保険年金課 21件）

② 市税

監査の状況

(1) 滞納者数等の状況

市税の滞納者数及び収入未済額（平成22年度決算）【全市】

| 滞納者数 | 収入未済額 |
|--------|------------|
| 約 16万人 | 14,899 百万円 |

※ 滞納者数は、税目ごとの合計数値

(2) 調査対象

監査対象とした3区（港南区、旭区及び青葉区）において、滞納金額 50万円以上の案件から抽出した 50件について、ヒアリング等により滞納者との折衝状況、財産調査の実施状況など進捗管理の状況を確認した。

調査対象抽出状況（市税）

| 対象 | 調査件数 |
|-------------|----------|
| 滞納金額 50万円以上 | 3区計 150件 |

※ 平成23年9月1日を基準に、平成23年1月以降納付がないものや、50万円以上の新規未納案件等を中心に抽出

(3) 滞納整理の進捗状況

今回の調査対象について、調査時点（平成23年11月）での滞納整理の進捗状況を確認した結果は次のとおりである。

旭区、青葉区に比べ、港南区については財産調査が不十分な案件が見受けられた。

これは、調査時点では、いずれも滞納解消の見通しが立っていないにもかかわらず、納付資力の見極めのための財産調査が十分に行われていなかったものである。

滞納整理の進捗状況（市税）

| | 調査件数 | 進捗していない案件 |
|-----|------|-----------|
| 港南区 | 50件 | 8件 |
| 旭区 | 50件 | 2件 |
| 青葉区 | 50件 | 1件 |

(4) 財産調査の優先順位づけの状況

区役所では、原則として滞納金額が多い世帯から順に財産調査を行っているが、執行停止の検討を要する案件や時効が迫っている案件については優先的に調査を実施している。

財政局では、新規滞納案件で1期 50万円以上の滞納案件については優先的に整理するよう指導・助言している。また、滞納金額 10万円以上の案件については、年内に計画的に調査を実施するよう指導・助言を行っている。

このほかの案件についても、各区においては優先順位を定め、財産調査を進めている。

(5) 進捗管理の方法

区役所では、滞納金額 10万円以上の案件について出力される担当者別滞納者リストにより、係長が担当職員にヒアリング等を行い、案件の進捗管理を行っている。特に滞納金額 50万円以上の案件については、年間を通じて発生直後から方針を定め整理を促進するよう指導している。また、課長・係長・担当職員による検討会等を年2回開催し、高額案件等の進捗状況や整理方針を確認しており、組織的な取組が行われている。

今回の調査結果によれば、港南区については財産調査が不十分で進捗が図られていない案件が他の2区より多く見受けられたことから、組織的な取組を着実に実行する必要がある。

2 公共施設の保全・震災対応

～ 区庁舎・学校施設の地震時の安全確保及び学校施設の適切な維持保全 ～

[東日本大震災における新たな課題]

〈区庁舎〉

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、宮城県内で最大震度7が観測され、全国で建築物の全壊及び半壊の合計は38万戸を超えた^{※1}。多くの自治体においても庁舎などが大きな被害を受け、被害を受けた庁舎の中には、災害対策本部を含む庁舎機能を移転した自治体もあった。

横浜市内では最大震度5強が観測され、市庁舎周辺の市の部署が入居している一部の民間ビルにおいては、建物自体が大きく揺れ、書架等が転倒したため数日間使用できなくなるなど、震災後の災害対策業務等に支障を来し、市民、職員の安全確保や業務の継続性について課題を残した。

本市入居の民間ビル被災状況



提供：横浜市民政局広報課

〈学校施設〉

文部科学省が平成23年7月に公表した『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言』によると、多くの学校施設において天井材、照明器具が落下するなど非構造部材^{※2}の被害が報告されている。

屋内運動場天井材の落下など天井材に被害があった公立学校は全国で約1,600校に及んだ。

屋内運動場天井材の落下（他自治体例）



出典：『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言』

横浜市立学校では大きな被害はなかったものの、児童・生徒等の安全確保とともに地域住民の避難所となる屋内運動場を含む学校施設の安全性について新たな課題が明らかになった。

※1 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置（警察庁緊急災害警備本部資料 平成24年3月11日現在）

※2 非構造部材

建築非構造部材（内外装材、天井材等）、設備機器（照明器具、空調設備等）及び家具（書架等）をいう。

[横浜市における公共建築物の耐震化の取組]

本市公共建築物の耐震化の取組は、「横浜市耐震改修促進計画」に基づいて進められている。災害時に最も重要な拠点となる市区庁舎、避難所として使用される小・中学校の屋内運動場をはじめ、多数の人が利用する公会堂などの建築物は平成27年度までに耐震化率を 100%にする目標を掲げ、耐震補強工事等を進めている。

なお、「横浜市耐震改修促進計画」によると、平成23年3月末現在の本市公共建築物の耐震化は、対象棟数 3,433棟のうち 3,295棟が実施済みであり、耐震化率は 95%となっている。しかし、主要施設である区役所総合庁舎については、18区中5区において耐震化は完了していない。

[学校施設の維持保全における課題]

公共施設の維持保全^{※3}に関しては、「維持保全の手引き」^{※4}等に基づき、施設の状態を正しく把握し、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するよう取組が示されている。

学校施設の状態をみると、施設の保全が個別の応急措置にとどまるなど更新時期に応じた改修は先送りとなっており、長寿命化対策に課題がある。さらに、今後多額の保全費が見込まれる中で、施設の維持保全を適切に行うことが求められている。

※3 維持保全

長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う清掃及び点検、運転・監視、保守（小規模な修繕を含む）をいう。

出典：維持保全の手引き（横浜市建築局保全推進課、都市経営局公共施設政策課平成22年4月）

※4 維持保全の手引き

「横浜市公共建築物（市民利用施設等）の施設評価及び保全に関する運用指針」における施設の保全について解説するとともに、各施設において実施すべき各種保全業務等を列記した。

[東日本大震災を受けての横浜市の取組]

本市では、東日本大震災を受け、平成23年4月に「くらし・経済」震災対策本部を設置し、平成23年5月には「総合的な震災対策の考え方」を取りまとめ、これを基に防災対策や経済対策などの施策を進めている。平成24年2月に「総合的な震災対策の取組状況」として、各施策の実施状況及び今後の対応を公表した。

平成24年度には建て替え再整備が必要な区庁舎の設計に着手（一部は平成23年度から着手）するほか、再診断により補強が必要と判定された校舎についても事業費を平成23年度補正予算で確保した上で、耐震補強工事を行うとしている。

[監査の視点]

市区庁舎は大地震から市民、職員の安全を確保するとともに、震災後における災害対策業務の機能を確保することが必要である。さらに、学校施設の屋内運動場においては、災害発生後速やかに避難所としての運営を行うことが求められている。

そこで、区庁舎及び学校施設における書架等の転倒防止措置の状況、学校施設の屋内運動場天井材等の非構造部材の状況、学校施設の維持保全の状況を視点を監査を行った。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。



川上北小学校の施設管理状況等について
確認する監査委員

<平成24年1月20日 教育委員会事務局>



区庁舎書架の耐震性を確認する監査委員

<平成24年2月3日 港南区>

提言 2-1 区庁舎・学校施設の地震時の安全確保

市民、職員などの安全を確保するためには、建物の耐震化のみならず、書架等の転倒防止措置を行うことが重要である。

学校施設の屋内運動場天井材については、落下防止措置について状況確認を行い、必要な措置を講ずることが肝要である。また、天井材などの非構造部材の状況についても施設台帳に記録することが必要である。

提言の背景

[区庁舎]

今回の監査において、区庁舎の通路や執務室内の一部の書架について壁や床に固定するなどの転倒防止措置がない事例が見受けられた。

地震時の安全確保の観点から、転倒防止措置の重要性を職員間で共有するとともに、書架を設置・移動した際は転倒防止措置を確認する必要がある。

[学校施設]

学校施設における書架等の転倒防止措置や屋内運動場天井材の落下防止措置などについては「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」※⁵に記載されている。

今回の監査において、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに求められている安全確保策が講じられていない事例が見受けられた。書架等の転倒防止措置や屋内運動場天井材の落下防止措置などについては、児童・生徒、職員の安全確保のため、早急な対応が必要である。また、屋内運動場の天井材の有無に関する情報について、教育委員会事務局は把握していなかった。

※⁵ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック
「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(文部科学省 平成 22 年 3 月)

監査の状況

[区庁舎]

本市では、地震による影響によって市役所機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期に復旧させるための対策として「横浜市業務継続計画（BCP）【地震編】」（平成23年4月）を策定している。この中で、オフィス家具・備品類の転倒や、執務室の備品類などの散乱により負傷者が発生する可能性があるほか、業務の再開までに時間を要することから、書架等の固定措置の実施を求めている。

〔学校施設〕

学校施設の防災に関する安全点検は、「横浜市防災計画」を基本に各学校が策定している学校防災計画^{※6}に基づき、書架等の固定状況などの点検を実施しているが、教育委員会事務局は、学校が行った安全点検の状況を十分に確認していなかった。

なお、教育委員会事務局では、東日本大震災を受け、全ての市立学校の屋内運動場における天井材や照明器具などの調査を平成23年度末までに行い、必要な対策について検討するとしている。

※6 学校防災計画
学校の日常の防災体制や大規模地震等の災害発生時の初期対応等について定めたもの。

指摘事項

(1) 不十分な書架等の転倒防止措置(旭区及び青葉区)

旭区及び青葉区において区庁舎内に設置されている、書架等の転倒防止措置の状況をみたところ、一部不十分なところが見受けられた。【改善済み】

ア 旭区では区庁舎内を調査し、平成22年3月に必要な箇所に転倒防止措置を行ったが、その後の書架等の購入やレイアウト変更時に転倒防止措置がされていないものがあった。

(2か所) (旭区総務課)

イ 青葉区では監査対象期間に発注した、書架等の購入やレイアウト変更委託では転倒防止措置を行っていたが、それ以外の書架等について転倒防止措置がされていないものがあった。(7か所) (青葉区総務課)

については、市民や職員の安全を確保するため、書架等の転倒防止措置の状況を早急に点検し、必要な対策を行われたい。

【対象所属が行った改善内容】

旭区及び青葉区では、書架等の転倒防止措置の重要性を職員へ周知するとともに、区庁舎全体を再点検し、平成24年2月末までに必要な箇所の転倒防止措置を行った。

意見

(1) 学校施設の地震時における安全確保の推進（教育委員会事務局）

教育委員会事務局が所管する市立学校3校の屋内運動場天井材、書架等の地震時の安全確保の状況についてみたところ、安全点検・措置などを具体化した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に求められている安全確保策がない事例が見受けられた。

については、全学校において点検を実施し、必要な対策を早急に進められたい。また、天井材がある屋内運動場の情報は学校施設の台帳に記録がなかったため、点検を機に、天井材の有無及び点検履歴を台帳に記録することが望まれる。（教育委員会事務局教育施設課）

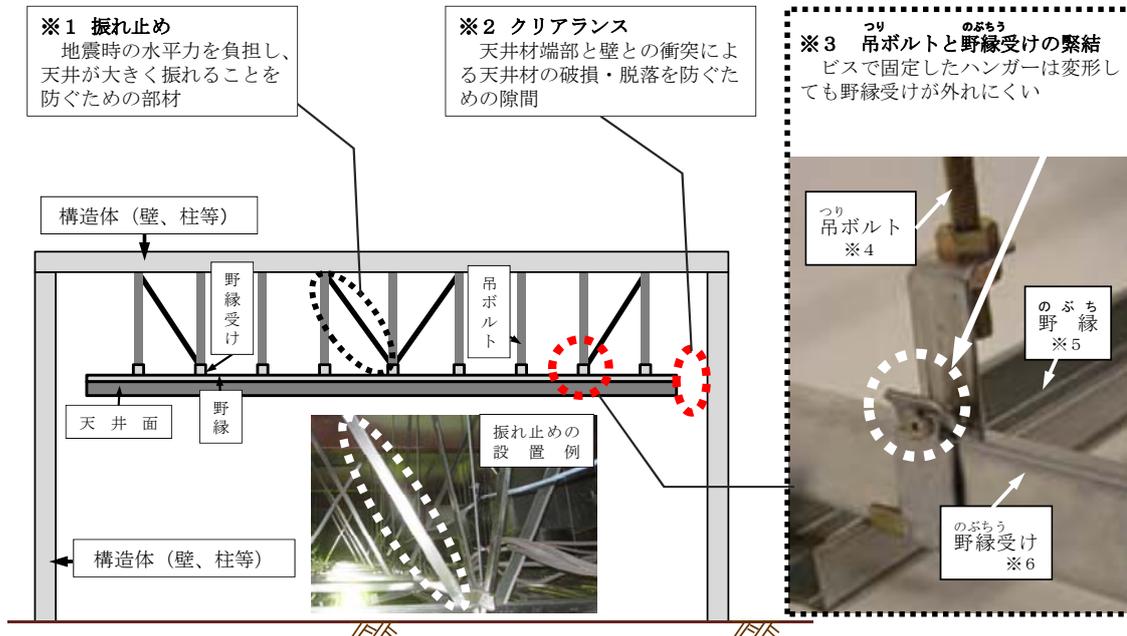
安全確保策が徹底されていない事例

| 項目 | 内容 | 学校名 |
|---------------|--|---------------------|
| ア 屋内運動場天井材 | 「振れ止め」※1、「周囲のクリアランス」※2及び「吊ボルトと野縁受けの緊結」※3の措置がなかった | 高田中学校 |
| イ 書架 | 壁や床に固定していなかった | 岩崎小学校、高田中学校及び川上北小学校 |
| ウ 靴箱 | 壁や床に固定していなかった | 川上北小学校 |
| エ キャスター付きテレビ台 | 転倒防止用の金具が外されていた | 岩崎小学校及び高田中学校 |

※1 振れ止め
地震時の水平力を負担し、天井が大きく振れることを防ぐための部材

※2 クリアランス
天井材端部と壁との衝突による天井材の破損・脱落を防ぐための隙間

※3 吊ボルトと野縁受けの緊結
ビスで固定したハンガーは変形しても野縁受けが外れにくい

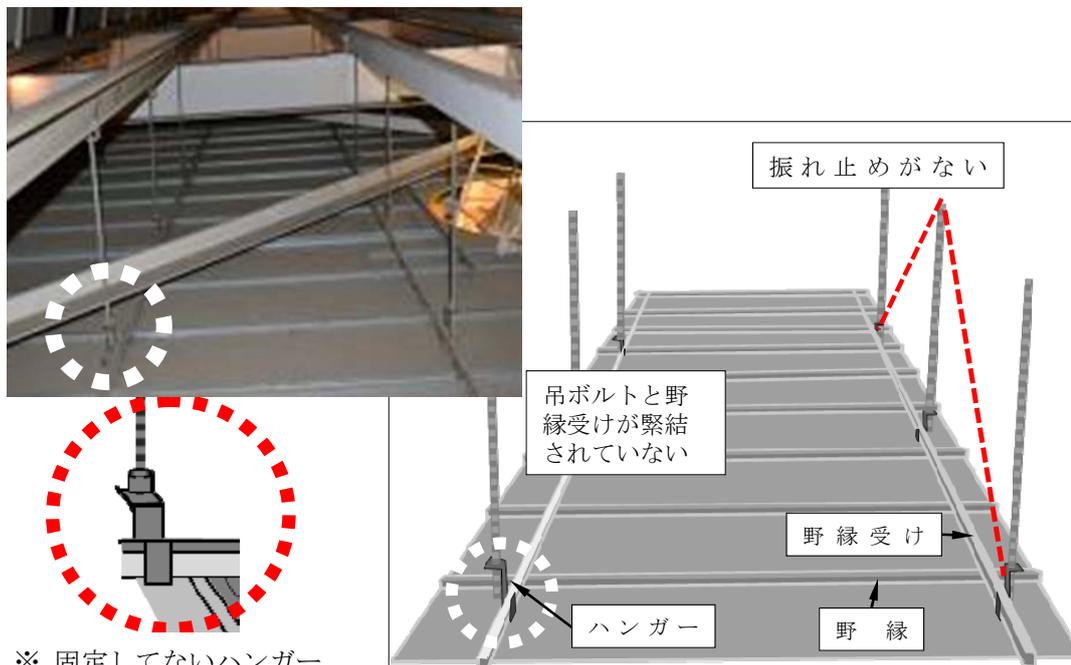


出典：学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）に加筆

- ※4 吊ボルト
天井材等を支持するために用いられる軸の長いボルト
- ※5 野縁
天井材を取り付けるための下地材として配置される細長い材
- ※6 野縁受け
野縁と直交する野縁の支持部材

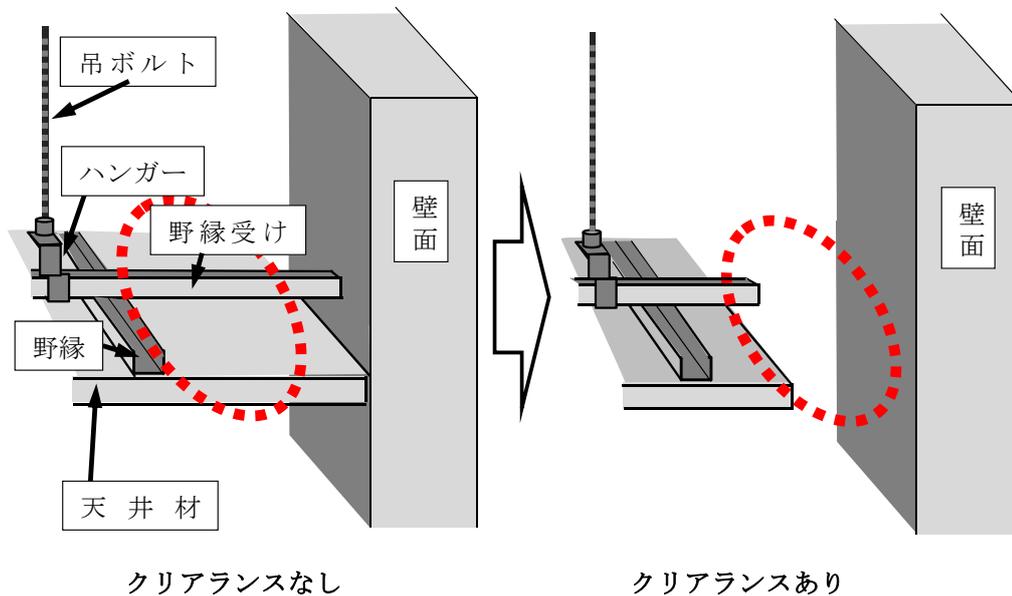
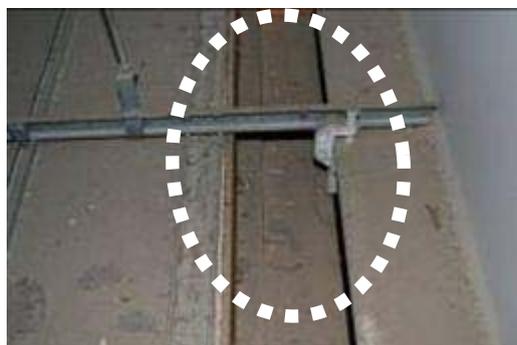
ア 屋内運動場天井材の落下防止対策がなかった事例（横浜市立高田中学校）

- 「振れ止め」及び「吊ボルトと野縁受けの緊結」の措置がなかった。



※ 固定してないハンガー

- 「周囲のクリアランス」の措置がなかった。



イ 書架を壁や床に固定していなかった事例

- 職員室前廊下に置かれている書架を壁や床に固定していなかった。

岩崎小学校



高田中学校

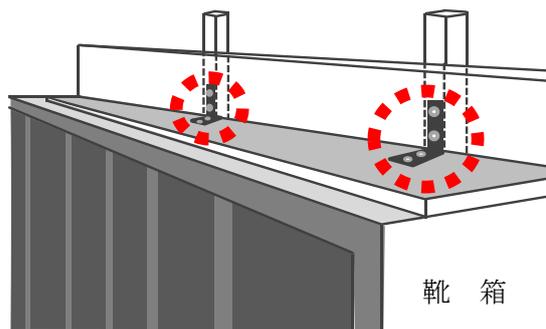


ウ 靴箱を壁に固定していなかった事例

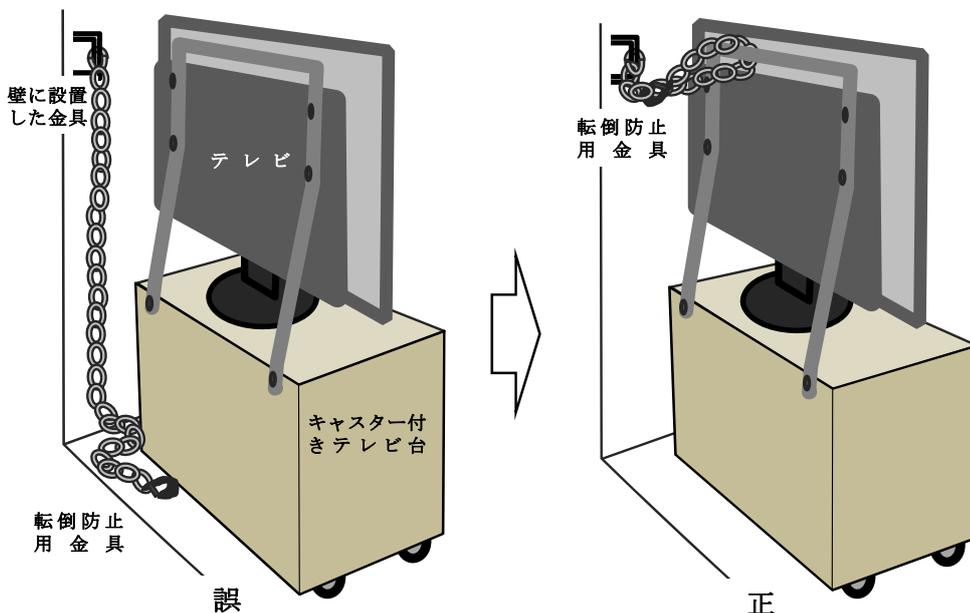
川上北小学校



L型金具による固定の例



エ キャスター付きテレビ台の転倒防止用金具が外されていた事例



評価できる取組

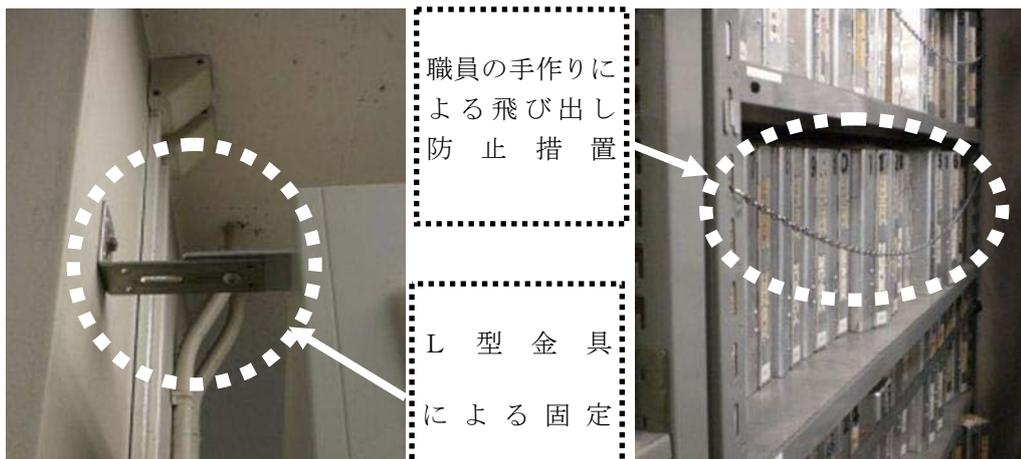
港南区及び旭区では、東日本大震災の発生前から地震発生時における市民や職員の安全を確保するため、職場内（庁舎内）の安全確認・調査を実施し、地震が発生した場合の危険個所を抽出した上で、書架やロッカー等の転倒防止措置を進めていた。

（港南区：平成23年2月、旭区：平成22年3月実施）

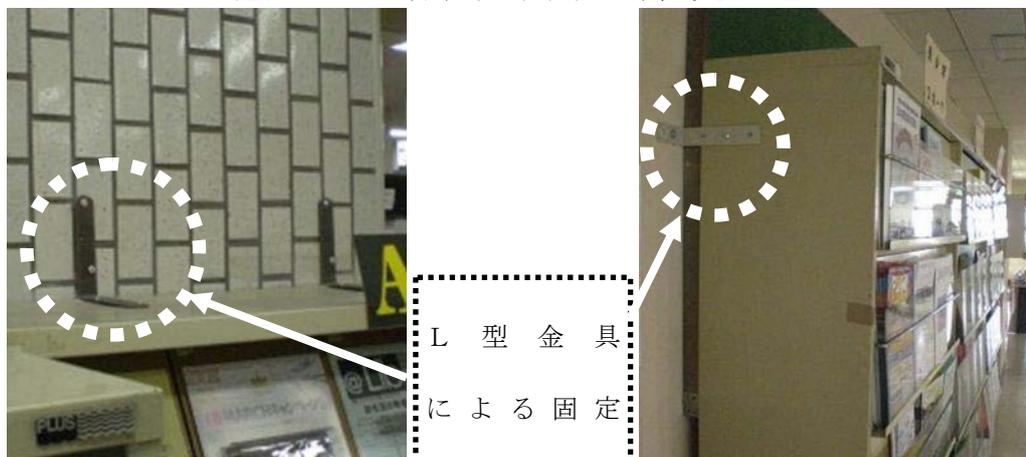
その結果、東日本大震災の発生時では区庁舎内における書架等の転倒はなく、市民や職員の安全が確保された。

この取組は、平常時から高い防災意識を持ち、積極的に実践していた良い取組として評価できる。

<港南区における書架等の転倒防止措置状況>



<旭区における書架等の転倒防止措置状況>



提言2-2 学校施設の適切な維持保全

雨水排水口の詰まりや鉄部の腐食などの状態を放置することなく、劣化の初期段階で対応することが重要である。

そのために、教育委員会事務局は学校施設の日常の維持管理や設備機器などの保守点検の実施状況について定期的に学校に報告を求めるなど、的確に把握する必要がある。

提言の背景

平成22年度定期監査においてスポーツ施設や地区センターなどの市民利用施設の日常維持管理の重要性について、「劣化の初期段階の手当が重要であり、これにより長寿命化と保全費軽減が可能」と提言したところである。

今回の監査において教育委員会事務局が所管する市立学校 514校（平成23年4月1日現在）のうち3校における施設の維持保全の状況をみたところ、屋上部分の雨水排水口が詰まり水が溜まっていたものや、鉄製扉が腐食により閉まらないなど、市民利用施設と同様に劣化の初期段階で手当がなされていない事例が見受けられた。

学校施設の日常的な維持管理は学校が行い、不具合があれば教育委員会事務局に相談する体制となっているが、教育委員会事務局は学校が行う日常管理の状況を十分把握していないなど学校への積極的な関与が不足している面もあった。

監査の状況

消防用設備の委託については、財政局長通知「消防用設備等点検保守業務委託の適正な履行確認について」（平成24年2月16日財契二第2521号）により、履行確認及び完了検査に当たって、立会いなどにより、より精度の高い検査を実施することを求めている。

意見

(1) 学校施設の維持保全の推進（教育委員会事務局）

教育委員会事務局が所管する市立学校3校における施設の維持保全の状況をみたところ、屋上部分の雨水排水口が詰まり水が溜まっていたものや、鉄製扉が腐食により完全に閉まらないなどの事例が見受けられた。

屋上部分の雨水排水口が詰まり水が溜まっていたものは、防水層が劣化して雨漏りに至った場合、建物の内装まで改修が必要となり、改修費用が増大することが懸念される。施設の機能維持、長寿命化、将来発生する保全費用の軽減につなげるために、日常の清掃や点検などの維持保全を着実にを行うことが望まれる。（教育委員会事務局教育施設課）

日常維持保全が不十分な事例

| 内容 | 学校名 |
|--------------------------------|-------|
| 雨水排水口が詰まり水が溜まっていた。 | 岩崎小学校 |
| 雨水排水口付近に落ち葉や土が溜まっていた。 | 高田中学校 |
| 鉄製扉が腐食し完全に閉められなかった。 | 岩崎小学校 |
| プール排水管が腐食・破断していた。 | 岩崎小学校 |
| エキスパンションジョイント※部分の金属カバーが腐食していた。 | 岩崎小学校 |

※ エキスパンションジョイント：異なる建物同士の接合部分

● 雨水排水口付近の水溜り（岩崎小学校）



放置すると

防水層が劣化して雨漏りに至った場合、建物の内装まで改修が必要となる。

望まれる処置

着実に点検・清掃を行い、水溜りの状態にならないようにする必要があります。

● 雨水排水口付近の落ち葉や土（高田中学校）



放置すると

雑草が生えるなど、雨水排水に支障が生じる。

さらに
放置すると

防水層が劣化して雨漏りに至った場合、建物の内装まで改修が必要となる。

望まれる処置

着実に点検・清掃を行い、落ち葉などを取り除く必要がある。

● 鉄製扉の腐食（岩崎小学校）



放置すると

鉄部に穴が開くなど、扉本体の改修が必要となる。

望まれる処置

この段階で補修塗装を行うことにより、初期の状態に回復することができる。

● プール排水管の腐食・破断（岩崎小学校）



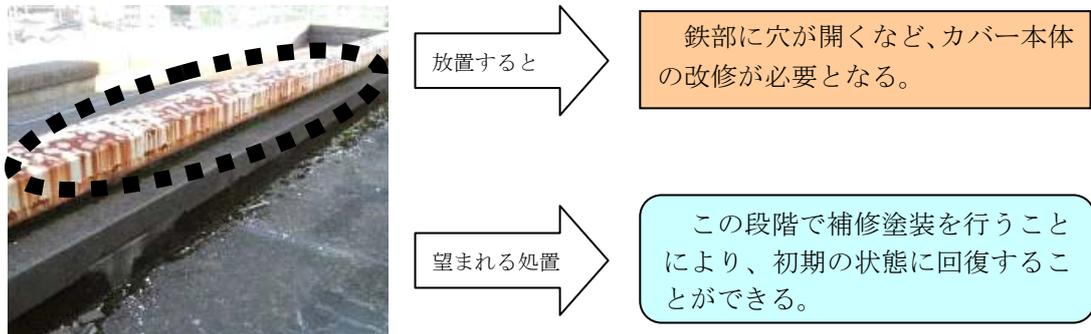
現 状

管が破断しているため、排水の機能を有していない。

望まれる処置

排水管の補修を行い、補修後は、着実に点検を行う必要がある。

● エキスパンションジョイント部分の金属カバーの腐食（岩崎小学校）

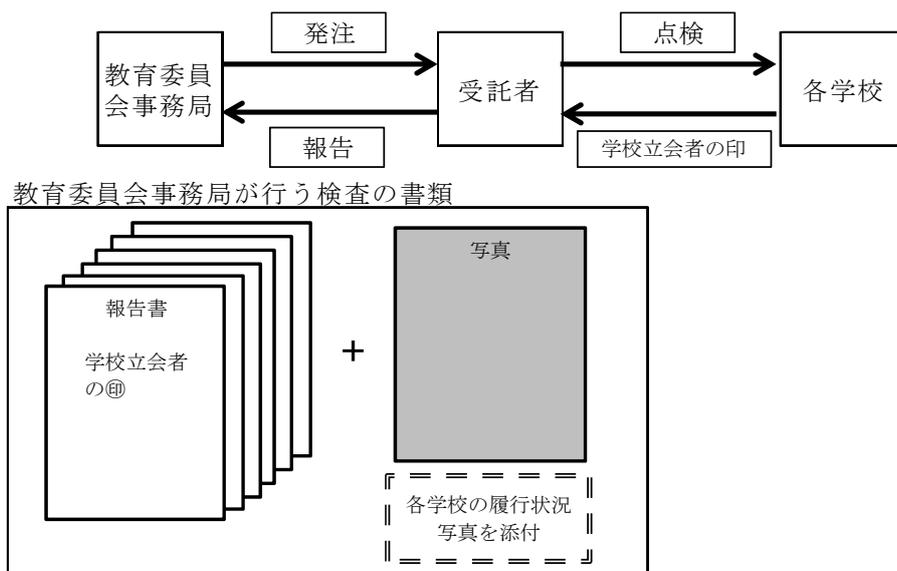


(2) 委託の確実な履行確認の実施（教育委員会事務局）

教育委員会事務局が所管する市立学校における設備機器の保守点検などの施設の維持保全に関する委託の多くは、1件の契約で数十校単位の学校が対象とされている。受託者が行う点検等の作業の立会いは学校職員が行い、検査は教育委員会事務局職員が受託者から提出された報告書により行っている。

市立学校2校の消防用設備及び防煙シャッターの保守点検委託の検査における履行確認の状況をみると、報告書に履行状況写真が添付されていなかった。現地で検査を行っていない状況を踏まえると、写真の添付を要件とするなど、履行確認を確実なものとする事が望まれる。（教育委員会事務局教育施設課）

<望ましい履行確認の流れ>



3 事務全般

事務全般では、財務事務を中心に監査を行った。

今回の監査では、事務の適正執行を徹底するために通知された事項が各所属で遵守され、適切に経理処理が行われているかという視点から、委託業務及び物品購入等の「① 契約事務」、「② 検査・支出事務」に重点を置いた。

また、平成21年及び22年に「横浜市補助金等の交付に関する規則」が改正されたことなどから、「③ 補助金事務」にも重点を置いた。

さらに、監査の実施に当たり、現金、金券類及び物品の管理状況も対象とした。その結果を踏まえ、次のとおり提言する。

| | ① 契約事務 ② 検査・支出事務 | | ③ 補助金事務 | 純計 |
|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 委託業務 | 物品購入等 | | |
| 実施区局統括本部数 (課数) | 28区局統括本部 (74課) | 25区局統括本部 (64課) | 21区局統括本部 (41課) | 28区局統括本部 (82課) |
| 監査対象数 | 3,594件 | 15,646件 | 7,373件 | 26,613件 |
| 監査実施数 | 1,092件 | 1,754件 | 699件 | 3,545件 |

提言3 不適切な経理処理の再発防止と再点検

事務の適正執行を徹底するため、不適切な経理処理の再発防止に向けた事務の見直しなどが通知されているにもかかわらず、依然として不適切な経理処理や事務処理誤りが見受けられた。

適正な経理処理等の更なる推進を図るため、次のような取組を実施することが不可欠である。

- 根拠法令等も含めた基本的な事務の習得及び所属の責任者などによる確実な審査の徹底
- 自己点検・相互チェック実施による不適切な経理処理の再発防止
- 内部統制の確立及びその機能の有効性を担保するための検証（モニタリング）の実施

提言の背景

(1) 再発する不適切な経理処理等

平成21年度に実施された「経理処理に関する全庁調査」、会計検査院による「平成21年度決算検査」において判明した不適切な経理処理に対して、適正な事務執行に努めるよう注意喚起がなされた。

しかし、平成22年度定期監査においても、過去に繰り返し指摘したものと同様の不適切な経理処理が見受けられ、改善を求めたところである。

これを受け、総務局長及び会計管理者は、改めて事務の適正執行を徹底するため、不適切な経理の再発防止のために行った見直しの内容及びその事務の取扱い^{*1}を各区局長等宛に通知し、所属職員への周知、浸透を図ったが、今回の定期監査においても、依然として不適切な事例が見受けられた。

不適切な経理処理や事務処理誤りには、検査調書等の添付が漏れているにもかかわらず所属の責任者などが見逃し、あるいは発見できずに組織として最終的な意思の決定（決裁）がなされているものや、補助金事務では規則改正^{*2}で義務化された領収書等の提出を確認していないものなど、基本的な事務がおろそかになっている事例があった。

これらは、決裁過程における検査確認が十分機能していないことや、自己点検・相互チェックが徹底されていないことによるものである。

経理知識やスキル、蓄積されている経験は、職員一人ひとり異なるため、人事異動などにより、不適切な経理処理の発生するリスクが変化することを所属の責任者は常に意識するとともに、リスクの低減を図るため、職員への指導を徹底する必要がある。

さらに、職員が一人で問題を抱え込まないように、実態に応じた制度改正、職場環境の整備なども重要である。

(2) 適正経理推進担当の設置

平成23年度から財政局に適正経理推進担当が設置され、経理事務の適正化を図るための組織体制が強化された。適正経理推進担当では、各区局における経理事務の適正化に向けた情報提供や相談を行うほか、各区局における経理事務の自己点検の実施について支援しており、これに基づき、各区局においては自己点検が行われている。

自己点検により発見された問題点を改善しても、顕在的又は潜在的な問題は常に存在することから、継続的に自己点検を実施し、不適切な経理処理や事務処理誤りの未然防止を図ることが肝要である。

(3) 経理事務の集約化

西区、経済局及び道路局では、「各課の事務負担の軽減と、経理担当課の経理処理の知識やスキル、経験の蓄積、各課への支援能力の向上を図り、不適切な経理処理の発生の防止」を目的として物品購入事務を経理担当課に集約する取組を平成23年度から試行しており、今後、集約化のメリット、デメリット、費用対効果などについて総合的に検証する必要がある。

※1 「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について（通知）」（平成23年4月6日総契二第9号・会審第8号）

<主な内容>

- ・ 業者選定 [有資格者名簿に登載され、営業種目が適合している業者を選定]
- ・ 納品確認 [納品書と現物の照合確認を徹底]
- ・ 検査の実効性 [検査員任命時の研修受講]、[契約発注課以外の検査員による検査]
- ・ 支出命令 [検査調書に加え、納品書を支出命令書に添付]
- ・ 契約関係書類 [日付の記載がない書類は、受け付けない]

※2 「横浜市補助金等の交付に関する規則」の主な改正内容

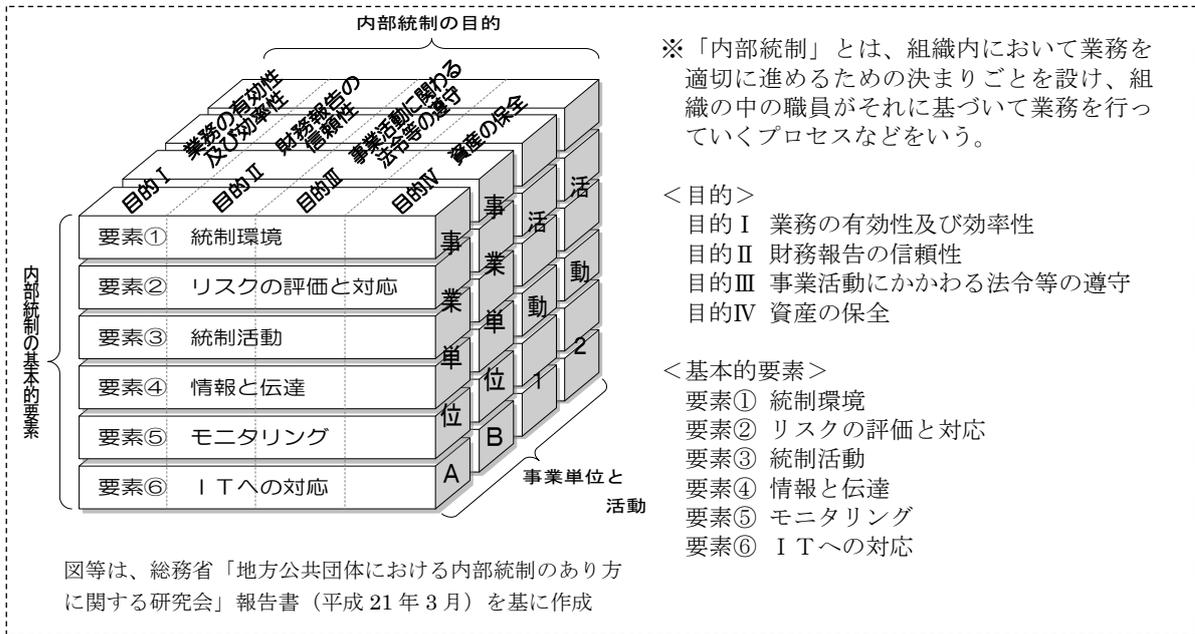
平成21年3月改正

- ・ 補助事業に係る支出で1件の金額が10万円以上の場合には、領収書等の提出を義務化
- ・ 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助事業等の工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合には、補助事業者等は、入札又は2人以上の者からの見積書徴収を義務化
- ・ 「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき。」には、5万円以下の過料に処す規定を追加

平成22年3月改正

- ・ 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助事業等の工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合には市内業者に発注し、本市有資格者名簿、会社・法人の登記事項証明書等の提出を義務化

<内部統制の目的と基本的要素の関係図>



監査の状況

① 契約事務

委託業務及び物品購入等に関する契約事務については、おおむね良好であったが、不適切な契約手続、不完全な契約関係書類の受理などの事例が見受けられた。

契約事務に関する監査の状況

| | 監査実施 区局統括本部数 (課数) | 監査対象 | 監査実施 (A) | 指摘件数 (B) | 割合 (B)/(A) |
|-------|-------------------------|---------|-------------|-------------|---------------|
| 委託業務 | 28区局統括本部 (74課) | 3,594件 | 1,092件 | 27件 | 2.5% |
| 物品購入等 | 25区局統括本部 (64課) | 15,646件 | 1,754件 | 47件 | 2.7% |

指摘事項(契約事務)

- (1) 不適切な契約事務 (港南区、青葉区、温暖化対策統括本部、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、環境創造局、道路局、港湾局、消防局、交通局、病院経営局、教育委員会事務局、人事委員会事務局及び議会局)

委託業務及び物品購入等に関する契約事務について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるように改められたい。

ア 不適切な契約手続

- (ア) 契約に関する決裁を受ける前に、納品や委託業務着手等がなされていた。(経済局中央卸売市場本場運営調整課 1 件、消防局中消防署 2 件、病院経営局人事課 1 件、教育委員会事務局生涯学習文化財課 1 件、人事委員会事務局任用課 1 件)
- (イ) 産業廃棄物処理委託の契約について、請書による略式の契約となっていた。(議会局総務課 1 件)
- (ウ) 一般競争入札有資格者名簿から登録抹消された業者と契約をしており、随意契約理由が「有資格者名簿掲載業者から選定した」となっていた。(港南区総務課 1 件)
- (エ) 一般競争入札有資格者名簿に登録されていない業者から、正当な理由なく見積書を徴収していた。(消防局危機管理課 3 件、消防局中消防署 1 件)
- (オ) 産業廃棄物処理委託において、処分量は処分終了時に確定するため、概算契約とすべきところ確定契約としていた。(病院経営局総務課 1 件)
- (カ) 納入期限延長の変更契約をすべきところ行わなかった。(消防局中消防署 2 件)

イ 不完全な契約関係書類の受理

- (ア) 見積書、請書などの契約関係書類の日付を修正液等で訂正していた。(港南区総務課

1件、港南区保険年金課1件、青葉区税務課1件、こども青少年局三春学園1件、環境創造局農業振興課1件、教育委員会事務局生涯学習文化財課2件)

- (イ) 見積書、請書などの契約関係書類の日付が記載されていなかったり、日付が鉛筆で記載されたりしていた。(港南区税務課1件、青葉区税務課1件、こども青少年局三春学園1件、道路局路政課1件、港湾局賑わい振興課1件、消防局危機管理課2件、交通局能力開発センター2件、病院経営局総務課2件、教育委員会事務局生涯学習文化財課3件)【交通局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (ウ) 変更契約書の元契約から変更すべき金額内訳が空欄であった。(道路局総務課1件)

ウ 委託業務等に係る仕様の不備

- (ア) 仕様書に履行期限が定められていなかった。(経済局中央卸売市場本場運営調整課6件、道路局交通安全・放置自転車課1件)
- (イ) パソコン及びゴム印の発注において、「一式」という表記のみで、具体的な仕様内容が不明だった。(港南区保険年金課2件)
- (ウ) 仕様書が作成されておらず、納品の方法が定められていなかった。(議会局政策調査課1件)

エ 契約関係書類の保管・管理の不徹底

- (ア) 見積書、請書などの契約関係書類の電子決裁文書(PDFファイルによる電子データ)と保管されている原本に相違があった。(温暖化対策統括本部調整課2件、市民局スポーツ振興課1件、経済局中央卸売市場本場運営調整課1件、環境創造局環境科学研究所1件、消防局中消防署2件)【温暖化対策統括本部及び市民局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

温暖化対策統括本部及び市民局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (イ) 見積書、請書などの契約関係書類が保管されていなかった。(港南区保険年金課1件、温暖化対策統括本部調整課1件、文化観光局創造都市推進課1件、交通局自動車本部営業課17件)【温暖化対策統括本部及び交通局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

温暖化対策統括本部及び交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

② 検査・支出事務

委託業務及び物品購入等に関する検査・支出事務については、おおむね良好であったが、一部不適切な事例が見受けられた。

検査・支出事務に関する監査の状況

| | 監査実施 区局統括本部数 (課数) | 監査対象 | 監査実施 (A) | 指摘件数 (B) | 割合 (B)/(A) |
|-------|-------------------------|---------|-------------|-------------|---------------|
| 委託業務 | 28区局統括本部 (74課) | 3,594件 | 1,092件 | 55件 | 5.0% |
| 物品購入等 | 25区局統括本部 (64課) | 15,646件 | 1,754件 | 64件 | 3.6% |

指摘事項(検査・支出事務)

- (1) 不適切な検査・支出事務（港南区、旭区、総務局、財政局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、資源循環局、都市整備局、道路局、消防局、交通局、病院経営局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び人事委員会事務局）

委託業務及び物品購入等に関する検査・支出事務について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるように改められたい。

ア 不適切な支出事務

- (ア) 委託業務が完了する前に支出を行っていた。（総務局職員健康課 1 件、経済局中央卸売市場本場運営調整課 1 件）
- (イ) 支出命令の起案において、全く別件の請求書が文書管理システムに添付されていた。（支払うべき債権者には支出がなされており、本来添付すべき請求書の原本は保管されていた。）（港南区保険年金課 1 件）
- (ウ) 書籍の購入時、経費執行の決裁（発注同等）を必要としない定期刊行物等と誤認して、発注同等を経ずに支出していた。（旭区保険年金課 1 件）

イ 不適切な検査等

- (ア) 委託業務が完了する前に、完了したとして検査を行い、検査調書を作成していた。（市民局スポーツ振興課 1 件、文化観光局文化振興課 1 件、こども青少年局三春学園 1 件、資源循環局車両課 1 件、都市整備局地域まちづくり課 1 件、道路局路政課 1 件）【市民局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

- 市民局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。
- (イ) 委託業務の完了後に提出される報告書等を確認しないまま、検査を行っていた。（市民局スポーツ振興課 1 件、文化観光局文化振興課 3 件、道路局交通安全・放置自転車課

4件、交通局能力開発センター 19件、交通局自動車本部営業課 1件、病院経営局総務課 2件)【市民局及び交通局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局及び交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (ウ) 分割納品時に納品書は受領していたが、部分検査調書が作成されておらず、最終納品時にまとめて完了検査調書のみを作成していた。(財政局税制課 7件)
- (エ) 設備等の修繕において必要となる検査調書が作成されていなかった。(消防局消防訓練センター管理・研究課 3件、消防局中消防署 2件)
- (オ) 納品日又は部分完了届出日から起算して 10日以内に検査が実施されていなかった。(資源循環局車両課 4件、消防局危機管理課 1件、教育委員会事務局学事支援第一課 1件)

ウ 不適切な納品確認

- (ア) 複数場所への納品においては納品場所ごとに、複数回の納入においてはその都度、納品書を受け取るべきところ、まとめて1枚の納品書に記載したものを受領していた。(財政局税制課 30件、市民局スポーツ振興課 6件、選挙管理委員会事務局選挙課 1件、人事委員会事務局任用課 2件)【市民局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (イ) 日付の記載されていない納品書を受領していた。(交通局能力開発センター 1件、交通局自動車本部営業課 5件)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (ウ) 日付の記載されていない納品書を受領し、誤った日付を加筆していた。(消防局中消防署 1件)
- (エ) 納品時に、納品書を受領しないまま、物品を受領していた。(病院経営局経営管理課 1件)

エ 検査確認書類の保管・管理の不徹底

- (ア) 納品書の原本が保管されていなかった。(選挙管理委員会事務局選挙課 2件)
- (イ) 検査確認で使用した業務完了報告書類等が保管されていなかった。(経済局中央卸売市場本場運営調整課 2件、道路局路政課 1件、交通局観光企画課 1件、交通局自動車本部営業課 7件、病院経営局総務課 1件)【交通局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

③ 補助金事務

補助金事務については、おおむね良好であったが、実績報告に必要な書類が不足しているものや、交付すべき補助金を確定する通知を行っていないものなど、不適切な事例が見受けられた。

補助金交付事務に関する監査の状況

| 監査実施 区局統括本部数 (課数) | 監査対象 | 監査実施 (A) | 指摘件数 (B) | 割合 (B)/(A) |
|-------------------------|--------|-------------|-------------|---------------|
| 21区局統括本部 (41課) | 7,373件 | 699件 | 187件 | 26.8% |

指摘事項(補助金事務)

- (1) **不適切な補助金事務** (港南区、青葉区、市民局、文化観光局、経済局、環境創造局、資源循環局、建築局、道路局、港湾局、消防局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局)

補助金に関する事務処理について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。については、適切な取扱いとなるように改められたい。

ア 実績報告の際に必要な書類を受理していなかった。

- (ア) 事業年度終了後に提出が義務付けられている収支報告書が提出されていなかった。

(港南区総務課 1 件) 【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

港南区では、収支報告書の提出を受けるとともに、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- (イ) 規則改正によって平成21年度以降新たに提出が義務付けられた一件 10万円以上の支出の領収書等が提出されていなかった。(市民局スポーツ振興課 3 件、道路局路政課 30 件、港湾局賑わい振興課 1 件、選挙管理委員会事務局選挙課 19件)

- イ 前金払の補助金で、交付すべき額を確定する通知を行っていなかった。(港南区総務課 1 件、青葉区総務課 1 件、市民局広聴相談課 1 件、市民局スポーツ振興課 18件、文化観光局文化振興課 13件、資源循環局業務課 18件、道路局総務課 1 件、消防局危機管理課 22 件、教育委員会事務局生涯学習文化財課 6 件、教育委員会事務局学事支援第一課 25件、選挙管理委員会事務局選挙課 19件) 【港南区は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

港南区では、交付すべき額を確定する通知を行うとともに、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

- ウ 補助金の精算完了後、交付すべき額を確定する通知を行っていた。(文化観光局創造都市推進課 2 件)

エ 補助金関係書類の保管・管理の不徹底

(ア) 補助金支払請求書の電子決裁文書（PDFファイルによる電子データ）と保管されている原本に相違があった。（環境創造局農業振興課 1件）

(イ) 補助金交付申請書が保管されていなかった。（経済局商業振興課 1件）

オ 交付決定の有効期限が年度を越えて設定されており、助成金交付が翌年度以降に行われているものがあった。（建築局建築道路課 4件）

④ 現金、金券類及び物品の管理状況

現金、金券類及び物品の管理状況については、おおむね良好であったが、現金及び物品の管理に一部不適切な事例が見受けられた。

指摘事項(現金等の管理)

(1) 現金及び物品の不適切な管理（総務局、文化観光局、経済局、健康福祉局、資源循環局、道路局、選挙管理委員会事務局及び人事委員会事務局）

現金、金券類及び備品の管理状況について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるように改められたい。

ア 現金等の不適切な管理

(ア) 前渡金管理者口座に振り込まれた出張旅費について、約8か月間引き出されないまま未払であった。（健康福祉局福祉保健課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

健康福祉局では、支給が遅滞していた出張旅費について支給を行うとともに、再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

(イ) 前渡金管理者口座に振り込まれた出張旅費について、約7か月間引き出されないまま未払であった。また、別の出張旅費について、請求手続が行われておらず最長で7か月間遅滞していた。（文化観光局創造都市推進課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

文化観光局では、支給が遅滞していた出張旅費について支給を行うとともに、再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

(ウ) 平成23年4月から7月までに行った東日本大震災の被災地への応援職員派遣に係る前渡金について、残金の戻入処理は終了していたが、精算手続は未了であった。（健康福祉局福祉保健課）

イ 物品の不適切な管理

(ア) 物品管理簿に記載されている物品の一部で、所在が不明のものがあった。(道路局交通安全・放置自転車課、選挙管理委員会事務局選挙課、人事委員会事務局調査課)

(イ) 物品の一部で、物品管理簿に記載されていないものがあった。(経済局総務課、健康福祉局福祉保健課、健康福祉局動物愛護センター、資源循環局処分地管理課、資源循環局一般廃棄物対策課、道路局総務課、選挙管理委員会事務局選挙課)【健康福祉局及び資源循環局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

健康福祉局及び資源循環局では、物品管理簿への記載を行うとともに、再発防止のための研修及び相互点検を実施した。

(ウ) 品番別・サイズ別に抽出した職員被服 20種類中 9種類について、倉庫の在庫数が、在庫管理簿の在庫数と異なっていた。(総務局職員健康課)

⑤ その他指摘事項等

指摘事項

(1) 不適切な収入証紙販売事務（建築局）

建築局では、建築確認申請等のために必要な収入証紙を窓口及び自動販売機により販売し、証紙購入者にレシートを交付しているが、希望者にはレシートを回収し、押印した領収書を発行している。

領収書の発行事務についてみたところ、以下のような不適切な取扱いが見受けられたので改善されたい。（情報相談課）

ア 要件等を充足していない領収書の発行

領収書は、横浜市行政文書取扱規程第26条に規定される公印を押印すべき文書であるが、押印されている印が公印ではなかった。

イ 回収したレシートの保管等の不徹底

領収書の発行に当たっては、レシートを回収又は収入証紙購入の事実を確認することになるが、回収したレシート又は証紙購入の事実の記録が確認できないものがあった。

(2) 債権管理台帳の不備（水道局）

水道局においては、時効期間（2年間）が経過した未収水道料金について、会計上不納欠損処分を行っている。しかし、未収水道料金は私法上の債権であり、「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づく債権放棄の手續や債務者による時効の援用がなされない限り、法的な債権は消滅しない。したがって、不納欠損処分後も適切な債権管理が求められるところであるが、水道局ではこれら債権の管理台帳に一部不備が認められた。

については、不納欠損処分後の未収水道料金債権について速やかに台帳を整備し、適正に管理されたい。（料金課）

不納欠損処分後の未収水道料金債権額（平成22年度末）

| 年度 | 不納欠損処分額 | 不納欠損処分後の回収額 | 不納欠損処分後の債権累計額 |
|------|--------------|-------------|---------------|
| 17年度 | 365,584,878円 | 67,180円 | 365,517,698円 |
| 18年度 | 78,123,890円 | 549,030円 | 443,092,558円 |
| 19年度 | 84,808,947円 | 62,830円 | 527,838,675円 |
| 20年度 | 84,535,880円 | 514,477円 | 611,860,078円 |
| 21年度 | 76,116,153円 | 278,540円 | 687,697,691円 |

(3) 固定資産（展示品等）の台帳登載漏れ（水道局）

水道局会計規程によると、固定資産の取得時には固定資産台帳に取引を記録することとされているが、水道記念館では平成19年度の展示品取得時に全額費用として会計処理し、固定資産台帳への登載を行っていなかった。

また、管理要綱に基づき展示品等を管理するために備えられている展示品台帳についてみ

たところ、平成19年度以降の取得分について台帳への記録が行われていなかった。

については、固定資産台帳及び展示品台帳に未登載となっている展示品等を記録するとともに、適正な取得価額に基づき資産計上を行うなど適切な会計処理を行われたい。(総務課)

【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

平成19年度以降取得した展示品について、固定資産台帳及び展示品台帳に登載するとともに、適正な取得価額を財務諸表に反映させるために必要な会計処理を行った。また、再発防止のために、資産登載事務について定めたマニュアルを活用し局内に周知した。

台帳未登載の展示品等

| 名称 | 数量 | 取得価額 | 取得時期 |
|-------------|----|------------|----------|
| 水の大循環劇場 | 1 | 7,400,000円 | 平成19年10月 |
| はまピョンクイズ | 1 | 7,200,000円 | 平成19年10月 |
| 水道局で働く人たち | 1 | 3,900,000円 | 平成19年10月 |
| 給水システム配管モデル | 1 | 寄贈 | 平成19年11月 |
| 猪剥製 | 1 | 寄贈 | 平成22年1月 |

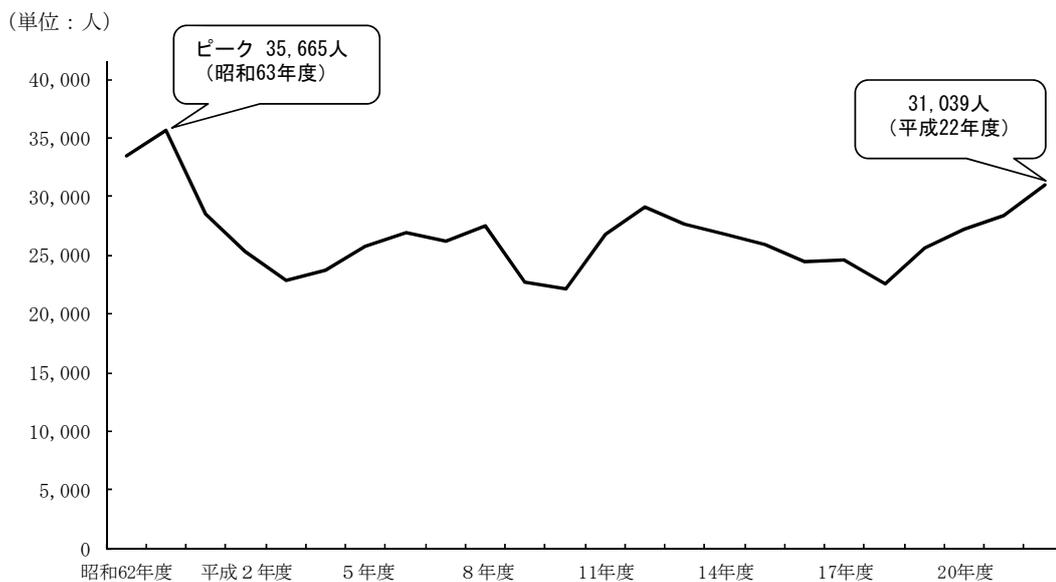
意見

(1) 施設利用者ニーズの把握 (水道局)

水道記念館の入館者数記録を確認したところ、その一部については目視による概算で記録が行われているなど、施設の利用状況把握が十分になされていない。

については、一層の利用者サービス向上や入館者数の増加を図るため、入館記録の把握と併せて来館者に対するアンケートを実施するなど、利用者ニーズの把握に努められたい。(総務課)

<入館者数の推移>



4 工事

工事（設計・委託工事等を含む）関係では、関係法規等に基づき適正に執行されているか、また、工事が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査した。今回の監査では、土木事務所発注の管内一円工事^{※1}において、不適切な経理処理（経由払い^{※2}）が発覚したことを踏まえ、再発防止の観点から重点的に監査を行った。

さらに、過年度と同様の指摘事項が、例年のように指摘されていることから、工事全般について、設計・積算業務の正確性の視点や安全確保等の視点も重視した。その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

なお、監査対象工事及び監査を実施した工事の件数及び金額は次の表のとおりである。

- ※1 土木事務所発注の管内一円工事
日常の施設管理における緊急対応や小規模な補修を行うため、一定の期間、場所を特定せず当該土木事務所管内一円を対象とした舗装や道路整備などの工事
- ※2 経由払い
契約金額以上の工事を指示し、これにより発生した超過工事代金相当分を、別工事の代金として、その別工事を請け負っている会社を経由して支払うという不適正な経理処理

監査対象工事及び監査実施工事

| 監査対象区局 | 監査対象工事 | | 監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出) | |
|------------|--------|---------------|--------------------------|---------------------|
| | 件数 | 工事金額(契約) | 件数 | 工事金額(契約) |
| 港南区 | 183件 | 17億2,403万円 | 27件 | 3億3,844万円 |
| 旭区 | 194件 | 22億3,573万円 | 27件 | 3億5,666万円 |
| 青葉区 | 197件 | 22億2,361万円 | 29件 | 3億9,615万円 |
| 環境創造局 | 2,466件 | 942億9,203万円 | 208件 | 114億3,334万円 |
| 資源循環局 | 651件 | 68億5,155万円 | 40件 | 20億5,673万円 |
| 建築局 | 1,007件 | 650億5,230万円 | 106件 | 382億1,041万円 |
| 都市整備局 | 270件 | 126億573万円 | 33件 | 37億8,507万円 |
| 道路局 | 854件 | 240億3,488万円 | 100件 | 22億7,526万円 |
| 港湾局 | 343件 | 198億9,512万円 | 45件 | 51億1,655万円 |
| 水道局 | 1,318件 | 876億8,456万円 | 129件 | 58億7,661万円 |
| 交通局 | 285件 | 123億2,064万円 | 32件 | 34億5,561万円 |
| 計 (抽出率) | 7,768件 | 3,289億2,019万円 | 776件 (10.0%) | 733億83万円 (22.3%) |

※ 金額は万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計は一致しない。



瀬谷区総合庁舎整備工事の現場を確認する監査委員

<平成23年10月24日 瀬谷区>



資源循環局都筑工場の耐震補強工事の現場を確認する監査委員

<平成23年10月24日 資源循環局>



管内一円工事の調査結果等について聴取する監査委員

<平成24年1月20日 道路局>

提言 4-1 管内一円工事における適切な執行管理

道路局及び環境創造局は、「土木事務所発注管内一円工事に関する調査について^{※3}」に記載された6項目の「再発防止に向けた考え方」について、特に次の事項に留意しながら早急に具現化する必要がある。

- 当初契約金額以内で履行することを基本とし、担当職員から土木事務所長までの責務を明確にした上で、適切で確実な執行管理を行う必要がある。
- 年度末の緊急案件にも対応できるよう、複数年度に渡る執行を行うなど、市民要望に迅速に対応できる仕組みづくりが必要である。
- 職員が疑問や問題を抱え込むことなく、安心して仕事ができる職場環境づくりの具体的な取組を進める必要がある。
- 道路局及び環境創造局は、管内一円工事に関するマニュアル及び今回の指摘事項を基に、全土木事務所で再発防止に向けた研修を実施し、情報を共有化する必要がある。

提言の背景

(1) 管内一円工事に係る不適切な経理処理（経由払い）の概要

平成23年8月に青葉土木事務所及び緑土木事務所で経由払いの事実が判明し、関係各局は管内一円工事に関する調査を実施した。

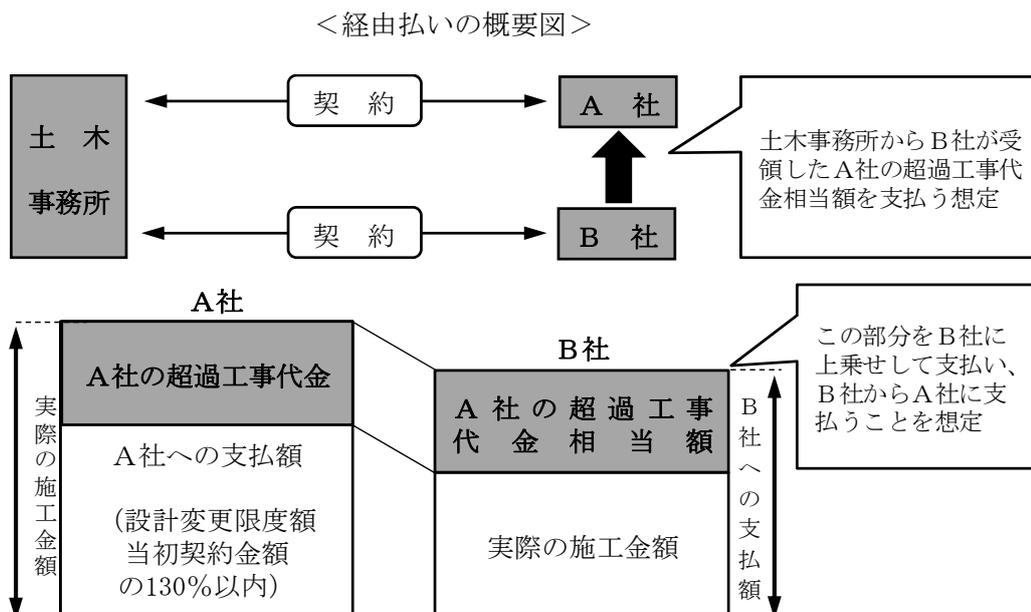
その調査の中で、道路局及び環境創造局は、土木事務所発注の管内一円工事について過去5年間を対象に調査し、8月の2件を含め、合計12件の経由払いが明らかになった。

※3 土木事務所発注管内一円工事に関する調査について

道路局及び環境創造局が平成23年度に実施した、管内一円工事に関する調査の報告。この中で、以下の示す6項目の「再発防止に関する考え方」について取りまとめ、平成23年12月に市会等で報告している。

<再発防止に関する考え方>

- (1) 管内一円工事の執行額は当初契約金額（100%）を基本にした執行管理を18土木事務所に徹底するとともに、事業者に対しても再発防止に向け協力を依頼
- (2) 適切な執行管理のため、事業者に工事数量の提出期限を設け、管内一円工事の執行金額を中間時点で集計することを徹底するとともに、土木事務所内で、担当監督員（職員）、主任監督員（係長）、総括監督員（副所長）等による執行状況の確認・調整を行う会議を開催
- (3) 管内一円工事の設計積算から監督、検査に至るまでの作業の標準化を図るとともに、経験が少ない職員が業務を進める上での留意点を示したマニュアルを作成し、土木事務所職員を対象とした研修を実施
- (4) 職員のコンプライアンス意識を醸成するため、研修等の取組を行うとともに、職員が疑問や問題を抱え込まないよう、土木事務所内や区役所、事業所管局とも迅速に相談できる体制を整備し、組織的な対応を実施
- (5) 管内一円工事の契約に年度末の間隙が生じないよう、年度末の緊急対応を円滑に行うための方法を検討
- (6) 万が一、設計変更限度額を超えて工事の指示をせざるを得ない場合には、速やかに関係部署と協議し対応を決定



(2) 監査結果から明らかになった課題

土木事務所発注の管内一円工事は、道路、河川、下水道及び公園緑地の4分野に大別され、その予算は道路局及び環境創造局がそれぞれ計上し、各区の土木事務所で執行している。

進捗管理については、監督員指示書等の決裁区分や両局への予算執行状況の報告方法などが、分野ごとに異なっており、統一されていなかった。

今回の監査では、土木事務所発注の管内一円工事において、執行管理が不十分な事例が14件あり、これらの事実から明らかになった課題は以下のとおりである。

- ア 当初契約金額を基本とした進捗管理ができていなかった。
- イ 同一業者が請け負った2件の工事を、一連の工事のように執行管理していた。
- ウ 請負業者に工事中止の指示を口頭で行っていたため、担当職員以外は進捗状況が把握できなくなっていた。

(3) 調査報告から明らかになった課題

道路局及び環境創造局が行った報告では以下のような課題を明示している。

- ア 経由払いが発覚した工事の多くは設計変更限度額^{*4}近くまで設計変更しており、一部では常態化していた。

イ 管内一円工事の執行管理には、監督員指示書ごとに請負業者から提出される工事数量が不可欠であるが、現状では請負業者からの提出期限は明文化されていない。

ウ 設計変更限度額を超過した場合や年度末間際に緊急工事が発生した場合など、現実には起こり得るリスクへの対応策が確立できていない。

エ リスクが発生し、現場の職員が疑問や不安を感じたときに、迅速に相談ができるような体制が十分に整っていない。

※4 設計変更限度額

全市的な取扱いの基準として、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」が定められており、この要綱の施行時に出された依命通達の中で「請負金額が当初の30%を超えて増減する設計変更（中略）等は、原則として、設計変更の範囲を超え、契約の目的を変更するもので許されないこと」とされている。

監査の状況

(1) 管内一円工事の特徴

日常の施設管理における緊急対応や小規模な補修を行うため、港湾局、水道局、各区土木事務所が発注している。

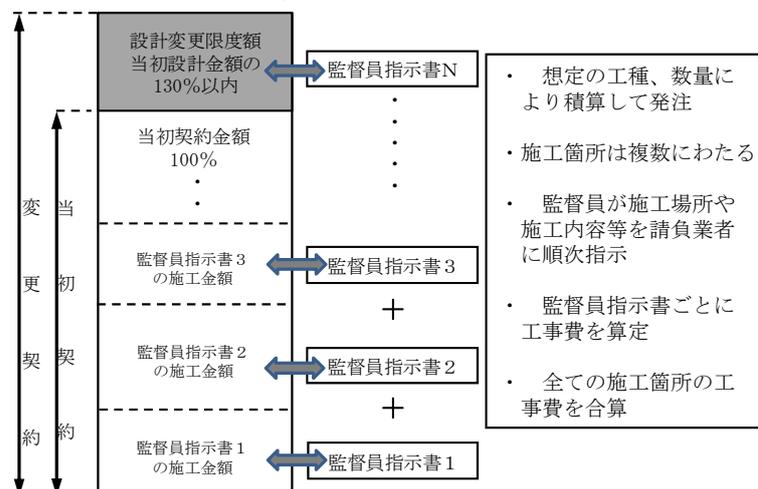
一般の工事が、施工場所、施工内容を特定し、設計・積算して発注するのに対し、管内一円工事は、想定の間種、数量により積算して発注している。

管内一円工事の施工箇所は複数にわたり、職員が施工場所や施工内容等を事業者へ順次指示し、施工後に工事数量を基に工事費を算出している。また、仕様、数量、契約金額などの工事内容の変更（設計変更）が前提となっており、市民要望や突発事故等に対応するため、年度内で切れ目なく工事発注している。

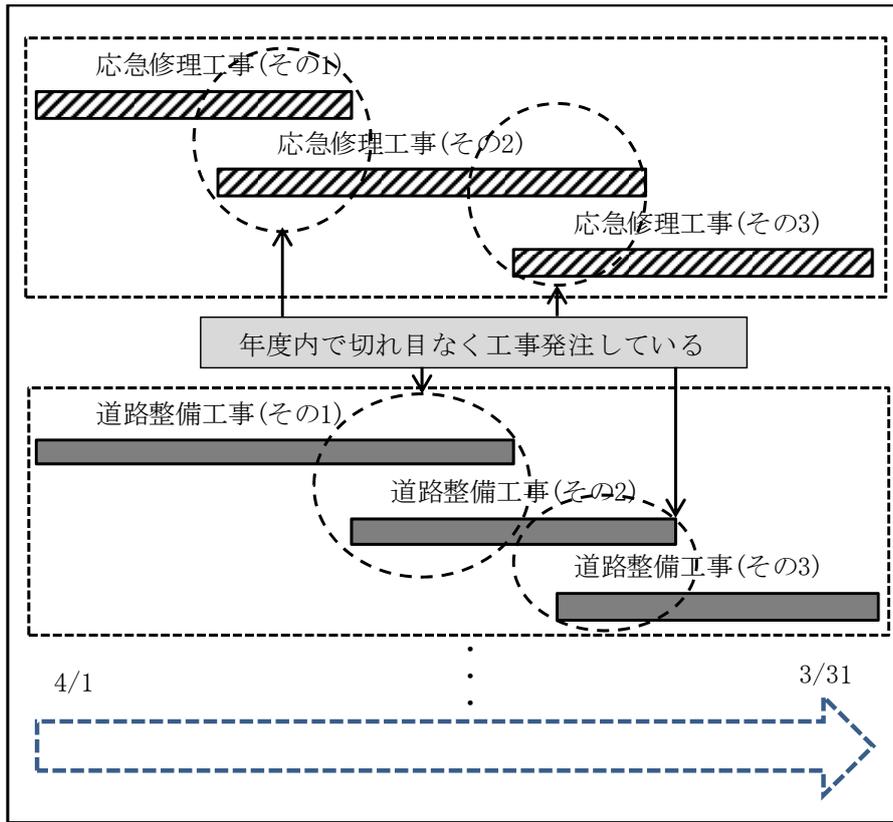
したがって、一般の工事と比べ、執行管理に難しさを伴う工事と言える。

<管内一円工事の概要>

執行方法（イメージ）



<発注サイクル・工期（イメージ）>



<応急修理工事及び道路整備工事の参考写真>

【応急修理工事】



【道路整備工事】



提供：横浜市道路局

指摘事項等

(1) 不適切な設計変更の手続（港南区、旭区）

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱^{※5}」では、契約金額の増減を伴う工事内容の変更指示を行う場合には、その都度、当該変更指示に対する設計変更伺について、速やかに決裁を得るものとされている。また、その特例として、極めて近い将来に変更指示を続けて行うことが見込まれる場合は、まとめて決裁を得ることができるとされており、この決裁における変更指示の範囲は、一定金額未満の場合は当初契約金額の 20%以内とされている。

港南区及び旭区の土木事務所が発注した管内一円工事 2 件において、当初契約金額の 20%を超えて変更指示を行っていた。

については、同要綱に基づき、設計変更の手続を適切に行うよう改められたい。（港南区港南土木事務所、旭区旭土木事務所）

※5 横浜市工事設計変更事務取扱要綱（抜粋）

（設計変更の手続）

第4条 工事発注局において設計変更をしようとするときは、工事設計変更伺により決裁を得なければならない。（以下省略）

（設計変更の手続の特例）

第4条の2 横浜市請負工事監督事務取扱規程第11条第3項に定める工事の内容の変更の指示（以下「変更指示」という。）を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。

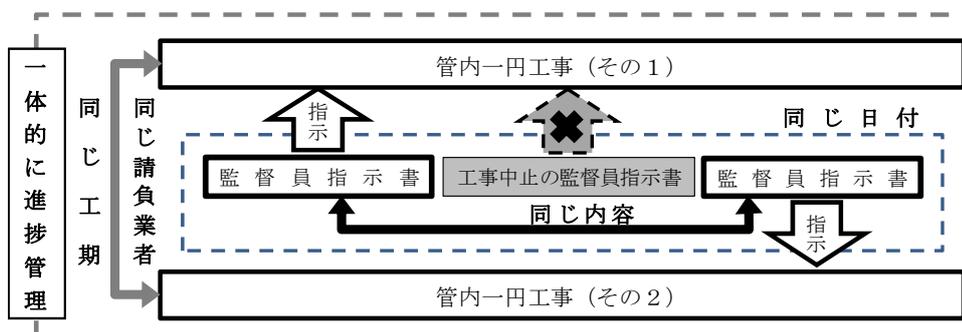
- (1) 請負金額が 150,000,000円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の 20%以内であること。
- (2) 請負金額が 150,000,000円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 30,000,000円以内であること。

(2) 監督員指示書の未作成（港南区、旭区及び青葉区）

管内一円工事において、請負業者に内容の変更を指示する際は、書面で行うことが「横浜市請負工事監督事務取扱規程」に定められているにもかかわらず、港南区、旭区及び青葉区の土木事務所が発注した工事 6 件においては、次のような不適切な事例が見受けられた。

ア 管内一円工事 1 件において、工事の中止を書面により指示しないまま、同一の業者が受注していた別契約の管内一円工事で、同一の施工指示を書面で行っていた。

については、同一の請負業者であったとしても、発注工事ごとに適切な進捗管理を行うよう改められたい。（港南区港南土木事務所）



イ 管内一円工事5件において、工事の中止を請負業者に指示する際、口頭で指示を行っていた。これらの工事では、担当職員以外は進捗状況が把握できなくなっていた。

については、適切な工事の進捗管理ができるよう、同規程に定めている書面による指示を行うよう改められたい。(港南区港南土木事務所、旭区旭土木事務所及び青葉区青葉土木事務所)

(3) 工事監督記録簿の未作成 (港南区、青葉区)

港南区及び青葉区が発注した管内一円工事6件において、「横浜市請負工事監督事務取扱要綱」に定めている工事監督記録簿の作成を行っていなかった。

については、工事監督記録簿の作成を適正に行うよう改められたい。(港南区港南土木事務所、青葉区青葉土木事務所)

【意見】

担当監督員が監督業務において作成する書類には、「横浜市請負工事監督事務取扱要綱」に定める監督員指示書及び工事監督記録簿、横浜市土木工事共通仕様書に定める工事打合せ簿、並びに工事成績評定基準に定める施工プロセスのチェックリストなどがある。

そのうち、工事監督記録簿と工事打合せ簿の記載内容をみると、内容が重複しているものも多数あった。

工事監督業務において、請負人に対して行った措置、指示その他の事項について書面で記録することは、工事の執行管理に不可欠なものであるが、各区局においては、工事の特性を考慮し、工事関係書類の見直しを行うなど、事務の簡素化を検討されたい。

提言 4-2 設計・積算業務及び工事安全管理業務の自己点検の強化

繰り返される同様の指摘事項に対して、再発防止を徹底するためには、情報の共有化を確実に行うことはもとより、各区局における自己点検の視点を入れた確認体制の構築が必要である。

- 単純な積算誤りを防ぐため、間違いやすい工種等を抽出し、集中的に確認を行うことや、工事内容に応じたチェックシートの作成など、確実な確認方法を構築する必要がある。
- 工事請負業者や監督員の安全意識の更なる向上のため、安全パトロールの強化などにより、組織として安全管理を徹底する必要がある。

提言の背景

設計・積算業務及び工事安全管理業務における指摘事項の件数は、双方ともに昨年度より増加している。内容を見ると、各区局において再発防止のための研修などを行っているにもかかわらず、過年度の指摘事項と同様のものが少なからず見受けられた。

平成22年度の監査報告においても設計・積算業務及び工事安全管理業務に関する再発防止に向けた提言を行っている。

積算誤りについては、区画線工^{※6}で単価加算率を誤って積算した7件など単純なものが多く、設計書の確認が十分に行われていれば、未然に防ぐことが可能であったと考えられる。

工事安全管理については、過年5年間で指摘件数の多かった土留の未設置が12件あった。

設計・積算に係る過年度と同様な指摘事項の状況

| 指摘事項 | 平成19年度～ 平成23年度の累計 | うち 平成23年度 |
|-------------------------|----------------------|--------------|
| 区画線工で単価加算率の適用を誤って積算 | 14 | 7 |
| 人口集中地区外の諸経费率補正を地区内として積算 | 5 | 1 |
| 鉄筋工で単価加算率の適用を誤って積算 | 2 | 1 |

安全管理に係る過年度と同様な指摘事項の状況

| 指摘事項 | 平成19年度～ 平成23年度の累計 | うち 平成23年度 |
|-----------------|----------------------|--------------|
| 土留の未設置 | 27 | 12 |
| 工事足場の安全措置 | 12 | - |
| 視覚障害者誘導ブロックの未設置 | 11 | - |
| 安全帯の未装着 | 4 | 1 |

※6 区画線工
車両の通行区分を表す線を引く工事で、道路に表示される白色や黄色の線

監査の状況

(1) 設計・積算の誤り

平成23年度の積算誤り等による工事の契約解除（入札中止・取消し）は13件であり、平成22年度から2件減少した。

本市では、平成22年1月に全庁的な組織として「積算ミス等防止対策連絡会」を設置し、積算誤りを防ぐための対策の検討や各局の取組の情報を共有化するなど、積算業務の正確性向上に取り組んでいる。

また、平成23年5月1日以降に公告又は指名を行う案件から、「工事の積算疑義申立て制度^{※7}」を導入して、積算誤りによる契約解除の防止に努めている。

工事費積算等の誤りの指摘状況

| 年度 | 監査実施工事 | 指摘件数 | 発生率 (%) |
|----|--------|------|---------|
| 21 | 947 | 18 | 1.9 |
| 22 | 869 | 11 | 1.3 |
| 23 | 776 | 16 | 2.1 |

※7 工事の積算疑義申立て制度

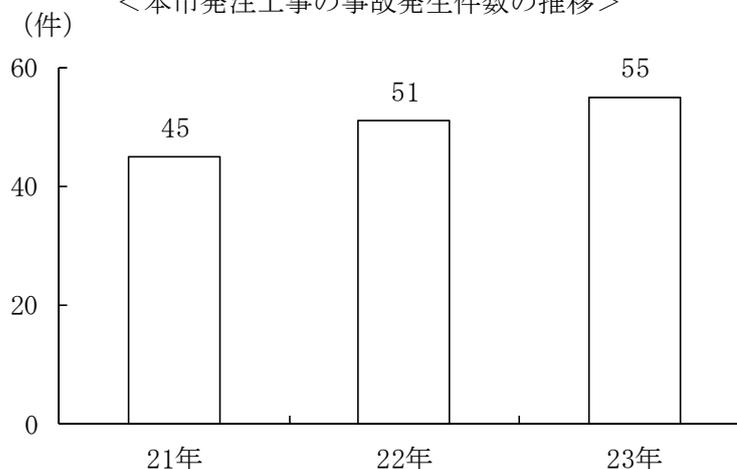
入札参加者が、契約締結前に金入り設計書の閲覧と積算疑義の申立てが可能であり、落札候補者変更等の重大な誤りがあれば入札取消しとなる制度

(2) 工事安全管理

平成23年度の本市発注工事における事故件数は、死亡事故2件を含めて、55件である。

本市では、事故防止、安全管理の遵守のため、財政局公共施設・事業調整課が中心となって「工事安全会議」を設置し、工事の安全管理に関する研修等を行っている。

＜本市発注工事の事故発生件数の推移＞



出典：横浜市財政局公共施設・事業調整課資料

指摘事項

(1) 工事費積算等の誤り（環境創造局、都市整備局、道路局及び水道局）

環境創造局、都市整備局、道路局及び水道局が発注した工事及び委託 16 件において、次のような積算の誤りが見受けられた。

については、適正に工事費等を積算するよう改められたい。【改善済み】

ア 耐震補強工事において、諸経費率（共通仮設費率及び現場管理費率）の補正を人口集中地区外とすべきところ、誤って地区内で積算していた。（道路局橋梁課）

イ 管きょ耐震化工事など 2 件において、樹木を移し替える際に移植工の歩掛を適用すべきところ、誤って樹木を新たに植える場合の植栽工の歩掛で積算していた。（環境創造局管路整備課）

ウ 配水管布設替工事など 4 件において、借地面積の数量算出方法を誤って積算していた。（水道局西部工事課、中部工事課及び南部工事課）

借地面積の数量算出方法の指摘状況

| 工 事 | 正しい積算 | 誤った積算 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 工事A、B | 配管材料＋撤去管＋仮設材等 ＋建設発生土＋建設機械等 | 建設発生土＋建設機械等 |
| 工事C | 平成21年1月版の「土木工事積算基準（横浜市水道局）」により借地面積を算出 | 平成20年1月版の「土木工事積算基準（横浜市水道局）」により借地面積を算出 |
| 工事D | （建設発生土＋建設機械等）の借地期間は4か月 | （建設発生土＋建設機械等）の借地期間が3か月 |

エ 道路整備工事など 7 件において、区画線工の積算で単価加算率の適用を誤って積算していた。（都市整備局市街地整備推進課及び再開発課並びに水道局北部工事課、西部工事課、南部工事課及び中部工事課）

区画線工（溶融式）の指摘状況

| 工 事 | 正しい積算 | 誤った積算 |
|---------|-------------------------|---------|
| 工事E、F、G | 100m以上500m未満のため、加算率は30% | 60%の加算率 |
| 工事H | 500m以上のため、加算率は0% | 30%の加算率 |
| 工事I | 100m以上500m未満のため、加算率は30% | 0%の加算率 |
| 工事J | 100m未満のため、加算率は60% | 30%の加算率 |

区画線工（ペイント式）の指摘状況

| 工 事 | 正しい積算 | 誤った積算 |
|-----|-------------------|--------|
| 工事K | 500m未満のため、加算率は30% | 0%の加算率 |

オ 連絡管新設工事において、鉄筋工の積算で単価加算率の適用を誤り、高い加算率を適用して積算していた。(水道局建設課)

鉄筋工の指摘状況

| 工 事 | 正しい積算 | 誤った積算 |
|-----|---------------------|---------|
| 工事L | 10t以上のため、 加算率は0% | 15%の加算率 |

カ 設計業務委託において、基本歩掛の補正方法を誤って積算していた。(水道局中部工事課)

基本歩掛の補正方法の指摘状況

| 正しい積算 | 誤った積算 |
|---------------------------------|--|
| 管径による補正係数×延長による補正係数×設計条件による補正係数 | 管径による補正係数×延長による補正係数×設計条件による補正係数× 延長(km) |

【対象所属が行った改善内容】

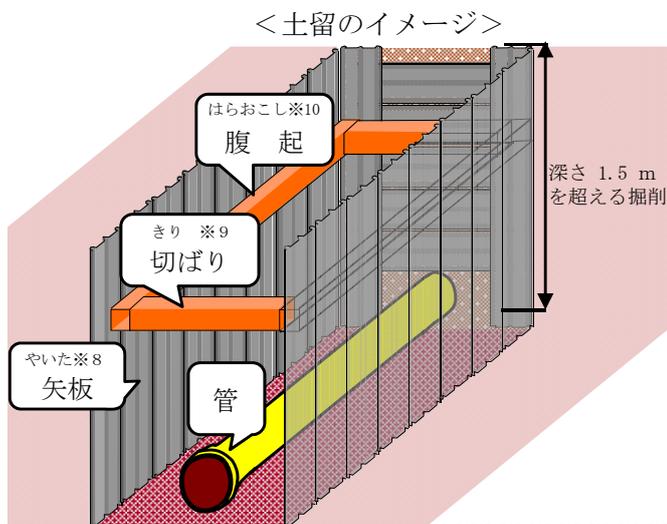
環境創造局、都市整備局、道路局及び水道局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を関係各課で実施した。

(2) 工事安全基準に適合しない作業 (青葉区、環境創造局及び交通局)

青葉区、環境創造局及び交通局が発注した工事 15件において、次のような安全に関わる不適切な事例が見受けられた。

については、監督員は適切に請負業者を指導されたい。【環境創造局及び交通局は改善済み】

ア 排水設備設置工事など 12件において、深さ 1.5メートルを超える掘削作業で、「建設工事公衆災害防止対策要綱」により必要となる土留が設置されていなかった。(青葉区青葉土木事務所並びに環境創造局管路保全課、管路整備課、公園緑地整備課及び下水道施設整備課)

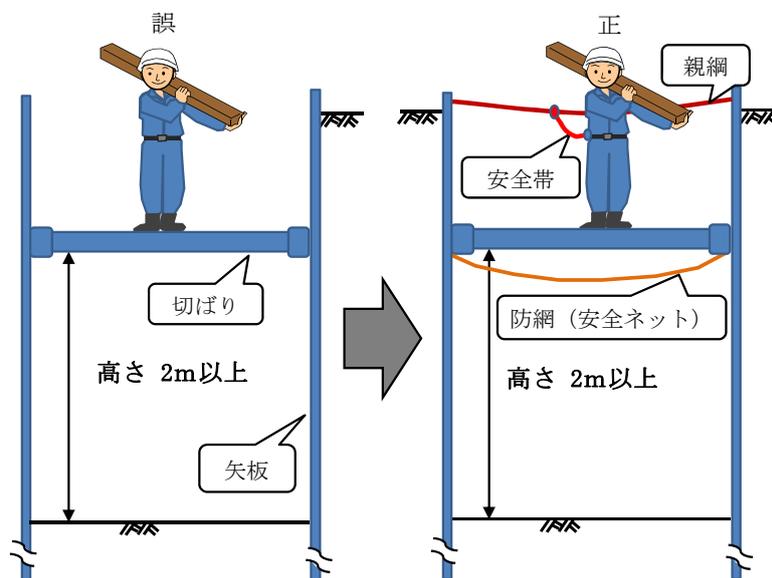


- ※8 矢板： 土を掘る際、土砂の崩壊等を防ぐための板状の部材
- ※9 切ばり： 土留において、腹起を支持する水平部材
- ※10 腹起： 矢板に作用する土圧や水圧を支持する部材

イ 下水道再整備工事において、既設マンホール内の作業で、「酸素欠乏症等防止規則」により必要となる酸素濃度測定を実施していなかった。（環境創造局管路整備課）

ウ 橋脚補修工事において、高さ2メートル以上の基礎上で「労働安全衛生規則」により必要となる安全帯を装着していなかった。（交通局施設課）

＜安全带使用のイメージ＞



エ 空調設備工事において、空調ファン室内の作業で、労働者の頭髪等が巻き込まれないよう「労働安全衛生規則」により必要となる作業帽等を着用していなかった。（交通局建築課）

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を関係各課で実施した。

5 財政援助団体等

監査対象とした団体の事務及び当該団体に関する局の事務について、「資産・負債の表示の適正性」、「現金出納事務の適正性」といった着眼点を中心に、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は協定等に基づき適正に行われているか、などについて監査した。その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

提言5-1 資産管理の適正化

本市外郭団体等が事業を継続的に実施するためには、保有資産を適切に活用していくことが不可欠だが、今回の監査でも管理の不備が見受けられたため、管理体制を整備する必要がある。また、円滑な事業運営のためには団体と本市の間で情報交換、意思疎通を十分に行う必要がある。

○ 物品など資産管理では、購入・廃棄を確実に台帳管理し、必要に応じて実地棚卸を行うなど、着実かつ計画的な管理を行う必要がある。その際は現場部門だけでなく会計経理部門も、計画策定や実施に関与することが重要である。

また、指定管理施設の物品のうち本市所有のものは、本市の施設担当部署も団体の管理体制を的確に把握し、物品の増減等を適切に確認するべきである。

○ 資産運用では、団体においてはリスク評価のための専門能力を高めるとともに、本市の団体担当部署も適切な情報提供等を行う必要がある。

提言の背景

現在、横浜市では「外郭団体の自主的・自立的経営の確立」を目指した「特定協約団体マネジメントサイクル」を導入し、全国的にも公益法人制度改革が進行するなど、本市外郭団体等の自立的な経営が求められている。

この改革における公益認定等ガイドラインでも「財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること」が必要となるなど、団体の自立的な活動の基盤となる各種資産について、管理の重要性が増大している。

また、平成15年に創設された指定管理者制度は、本市において平成23年4月で892施設を数えるなど定着し、公募により指定管理者が替わるケースも発生している。管理者の引継ぎなど指定管理者制度の適切な運用のためには、本市所有物と団体所有物を適切に区分管理することが必要不可欠となっている。

資産運用については平成23年4月に総務局長名で「外郭団体の適正な財産運用に関する指導の徹底について（通知）」が出され、団体担当部署が本市外郭団体に対して「仕組み債」の新規購入について慎重に対応するよう指導することとされているが、平成23年度に購入を行った外郭団体も存在している。

監査の状況

今回の監査では、台帳と現物の照合などを通して、関係規程等を遵守して適正に資産管理が行われているか、管理体制は十分整備されているかを確認した。

その結果、保有物品と台帳等との不整合、規程に基づく実査の未実施、債権回収体制の未整備など資産管理上の不備が見受けられた。

指摘事項**(1) 備品管理の不備**《団体及び所管局に対するもの》

財団法人横浜市総合保健医療財団では、指定管理施設として横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）を運営しており、センター運営に当たり必要な物品については、備品台帳を備え管理を行っている。

そこで備品台帳に記載されている本市所有の物品の一部をみたところ、次のような不備が見られた。

については、物品管理を適正に行うとともに、報告に当たっては現物調査を行うこと。併せて、診療科目の変更等により使用されていない物品、故障している物品も見受けられたことから、適宜保管換え、廃棄等の手続を進められたい。（財団法人横浜市総合保健医療財団及び健康福祉局保健事業課）

ア 重要物品（本市所有の1件 100万円以上の物品）のうち、現状と備品台帳に相違があるもの

現状と備品台帳の相違内容

| 品名 | 個数 | 金額（円） | 現状 |
|---------------------|----|-----------|--|
| 患者監視装置 心電図監視装置 | 1 | 3,890,000 | 重要物品として報告 廃棄済み（廃棄年月日不明） 備品台帳に廃棄の記録なし |
| 患者監視装置 非観血心拍出量 | 1 | 1,825,000 | 廃棄済み（平成19年5月12日）であるが、 重要物品として報告 備品台帳に廃棄の記録あり |
| 血圧モニター システム | 1 | 2,040,000 | 重要物品として報告 廃棄済み（廃棄年月日不明） 備品台帳に廃棄の記録なし |
| オフセット印刷機 VS-34AS | 1 | 4,491,830 | 重要物品は廃棄済み 備品台帳に廃棄の記録なし （下記機種と誤認） |
| オフセット印刷機 611XLA | 1 | 4,148,000 | 稼働中 備品台帳に廃棄の記録あり 重要物品の報告漏れ |

イ 新たに購入しているが、備品台帳に記録がないもの

自動散薬分包機ほか 50点 取得価額合計 18,725,745円

ウ 廃棄済みであるが、備品台帳上廃棄の記録がなかったもの

コンピュータ断層撮影装置ほか 50点 取得価額合計 172,256,440円

廃棄済みの記録がなかった主な物品

| 品名 | 個数 | 金額（円） |
|-------------------|----|-------------|
| コンピュータ断層撮影装置※ | 1 | 125,700,000 |
| 高照度補助灯 | 1 | 224,000 |
| 耳鼻咽喉ファイバースコープ（3種） | 3 | 1,954,000 |
| 身体障害者輸送車※ | 1 | 3,486,000 |
| 身体障害者輸送車※ | 1 | 3,692,136 |

※ 重要物品の報告では削除済み

(2) 固定資産管理の不備と固定資産の計上誤り《団体に対するもの》

公立大学法人横浜市立大学（以下「市立大学」という。）は、研究機器等の固定資産を所有しており、金沢八景・鶴見・舞岡キャンパスに保管されている固定資産の一部を、市立大学で作成している固定資産台帳を基に現物確認をしたところ、次のような不備があった。

については、固定資産管理規程に基づき適正に管理・経理されたい。（公立大学法人横浜市立大学）

ア 現物確認を行ったところ、次の固定資産については固定資産台帳の更新を適切に行っていなかったため実地監査時点で確認ができなかった。

固定資産台帳の不備により確認できなかった固定資産

| 固定資産名 | 取得価額（円） | 平成22年度末帳簿価額（円） | 設置場所 | 確認できなかった理由 |
|-----------------------------|------------|----------------|------|---------------------|
| 遺伝子発現測定装置 | 15,314,167 | 1 | 金沢八景 | 平成19年度に廃棄 |
| 900MH用固体NMRプローブ | 24,570,000 | 18,427,515 | 鶴見 | 故障で修理に出していたが、関係書類不備 |
| 生体分子間相互作用定量QCM装置 | 4,200,000 | 1 | 鶴見 | 他の大学へ寄附 |
| 紫外可視分光光度計 | 3,360,000 | 616,049 | 鶴見 | 他の大学へ貸与 |
| 実験機器 アマシヤムDeCyderSingleUser | 5,057,500 | 1 | 舞岡 | キャンパス間の移動 舞岡から鶴見へ |
| ディープフリーザー | 1,533,000 | 425,868 | 舞岡 | キャンパス間の移動 舞岡から金沢八景へ |
| DNAシーケンサー | 4,025,000 | 1 | 舞岡 | キャンパス間の移動 舞岡から金沢八景へ |
| デコポリューションシステム | 1,434,375 | 1 | 舞岡 | キャンパス間の移動 舞岡から金沢八景へ |
| バイオコアXシステム | 5,383,333 | 1 | 舞岡 | キャンパス間の移動 舞岡から福浦へ |
| 合計 9点 | 64,877,375 | 19,469,438 | | |

イ 次の固定資産については、除却すべき固定資産であるが固定資産台帳に残っていたため、平成22年度決算の固定資産を約 326万円過大に計上していた。

除却漏れの固定資産一覧

| 固定資産名 | 固定資産台帳上の 取得年月日 | 取得価額 (円) | 平成22年度末 帳簿価額 (円) | 除却事由 発生年度 |
|------------------------|-------------------|-------------|---------------------|--------------|
| 遺伝子発現測定装置 | 平成17年 4月1日 | 15,314,167 | 1 | 平成19 年度 |
| 生体分子間相互作用定量 QCM装置 | 平成17年 4月1日 | 4,200,000 | 1 | 平成18 年度 |
| ハイパフォーマンス コンピューター一式 | 平成17年 4月1日 | 5,983,717 | 1 | 平成22 年度 |
| 蛍光分析装置 インフィニット | 平成21年 12月25日 | 2,088,450 | 850,866 | 平成22 年度 |
| 超低温フリーザー、 ラック、貯蔵ケース | 平成21年 12月18日 | 2,215,500 | 902,620 | 平成22 年度 |
| QIAcube | 平成21年 9月15日 | 1,796,182 | 1,227,398 | 平成22 年度 |
| 溶媒低圧 グラジェントポンプ | 平成20年 6月11日 | 642,600 | 278,494 | 平成22 年度 |
| 合計 7点 | | 32,240,616 | 3,259,381 | |

ウ 使用されていない固定資産が、廃棄されず保管されていた。

使用されていない固定資産

| 固定資産名 | 固定資産台帳上 の取得年月日 | 取得価額 (円) | 平成22年度末 帳簿価額 (円) | 設置場所 |
|---------------|-------------------|-------------|---------------------|------|
| リアルタイムPCRシステム | 平成17年4月1日 | 4,100,833 | 1 | 舞岡 |

エ 公立大学法人横浜市立大学固定資産管理規程によると、市立大学の固定資産は、毎事業年度に現物管理状況の適否及び帳簿記録の正否を確認することとされている。しかし、資産全件の資産ラベル発行・貼付による管理にとどまっている。

(3) 重要物品の報告誤りと公の施設における備品管理の不備《団体及び所管局に対するもの》

公の施設である横浜市国際学生会館は、指定管理者である公益財団法人横浜市国際交流協会が管理・運営している。

同会館の管理に関する協定書（以下「協定」という。）によると、同会館で使用する物品は教育委員会事務局が同協会に貸与し、同協会において備える物品管理簿（以下「管理簿」という。）で物品の受払を記録することとしている。

そこで同協会が所有している管理簿をみたところ、次のような不備があった。

ア 協定によると同協会は、重要物品の現在高を年2回、教育委員会事務局へ報告するとされているが、平成22年度中現在高の増減がなかったため報告を行っていなかった。

また、横浜市物品規則によると教育委員会事務局は重要物品の増減及び現在高を年2回本市に報告することと規定しているが、その報告内容と管理簿の内容が一致していなかった。

なお、教育委員会事務局は管理簿を所有すべきところ、同協会へ貸与しており管理簿を所有していなかった。

については同協会及び教育委員会事務局は現物を確認の上、適正に報告をされたい。また、教育委員会事務局は物品管理簿を所有し管理されたい。

管理簿の登載内容

| 分類 | 受入 年月日 | 出納 事由 | 品質、形状、その他 | 増 | | |
|-------|---------------|----------|----------------------------|----|-----------|------------|
| | | | | 数量 | 単価（円） | 金額（円） |
| 一般機器類 | 平成6年 3月31日 | 購入 | インターデュール 5004ソファ | 1 | 1,825,000 | 1,825,000 |
| 一般機器類 | 平成6年 3月31日 | 購入 | ロビーアームチェア | 1 | 4,263,000 | 4,263,000 |
| 特殊機器類 | 平成7年 3月31日 | 購入 | ブックディテクション システム（盗難防止装置） | 1 | 4,203,430 | 4,203,430 |
| 合計 | | | | 3 | | 10,291,430 |

教育委員会事務局における重要物品現在高の報告内容

| 分類 | 品名 | 数量 | 金額（円） |
|-------|---------|----|-----------|
| 一般機器類 | センサーゲート | 1 | 2,970,000 |
| 合計 | | 1 | 2,970,000 |

※ 平成23年9月30日現在

イ 同協会所有の自転車が、教育委員会事務局の管理簿に登載されていた。

管理簿に登載されていた協会所有の物品

| 購入年月日 | 品名 | 数量 | 金額（円） |
|-------------|-----|----|--------|
| 平成20年10月22日 | 自転車 | 1 | 17,300 |

ウ 協定には、同協会は廃棄等の異動について定期的に教育委員会事務局に報告しなければならないと規定しているが、平成22年度中の異動について報告書は作成していたものの提出を行っていなかった。また、教育委員会事務局においても報告書を提出するよう指導はしていなかった。なお、これらの内容は、管理簿への登載は行われている。

協定によると本市に帰属する物品は、指定管理期間終了後、本市又は次期指定管理者へ引き継がれるものであるため、適正に管理されたい。（公益財団法人横浜市国際交流協会及び教育委員会事務局指導企画課）

(4) 備品台帳の不備<団体に対するもの>

公の施設である日本丸メモリアルパークは、指定管理者である帆船日本丸記念財団・JTB法人東京共同事業体が管理・運営している。

同パークの管理運営に関する基本協定書によると、指定管理者が自己の費用で購入・調達した備品等は備品台帳に記載し、本市所有の備品と明確に区別して管理することとなっている。

そこで、同パークに所在する指定管理者の代表団体である公益財団法人帆船日本丸記念財団所有の備品について確認をしたところ、固定資産（耐用年数1年以上、取得価額10万円以上）については台帳管理をしていたが、取得価額10万円未満の備品については台帳管理をしていなかった。また、これらの備品にその帰属を示すシール等が貼付されていなかった。

については、施設内には本市帰属の備品も存在することから、基本協定書に定めている備品の帰属を明確にし、管理するためにも、固定資産以外の備品についても台帳による管理を徹底されたい。（帆船日本丸記念財団・JTB法人東京共同事業体）

(5) 固定資産の計上誤りと管理不備<団体及び所管局に対するもの>

日本丸メモリアルパークの指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者が指定管理経費で購入した物品は備品管理簿に登載し、指定管理期間終了後、本市へ返還することとしている。

しかし、公益財団法人帆船日本丸記念財団が指定管理期間中に指定管理経費で購入した6点が、同財団の固定資産になっていた。また、そのうち備品管理簿及び港湾局の物品管理簿に登載されていない物品が1点あった。

その結果、平成22年度決算における同財団の固定資産は、約104万円過大に計上されていた。

については、財団の経理規程等に基づき適切に固定資産を計上するとともに、備品管理簿及び港湾局の物品管理簿に登載されたい。（公益財団法人帆船日本丸記念財団及び港湾局賑わい振興課）

市所有とすべき物品を財団の固定資産として管理されていたもの

| 品名 | 数量 | 金額（円） | 取得年月日 |
|---------------------------|----|-----------|-------------|
| 広重 富士三十六景武蔵野毛横浜 | 1 | 150,000 | 平成19年3月30日 |
| ポスター R.M.S AQUIRANIA | 1 | 132,500 | 平成20年10月27日 |
| ポスター FOR AROUND THE WORLD | 1 | 130,000 | 平成20年10月27日 |
| 摺物 亜墨利加国飛脚船組合之規則書 | 1 | 210,000 | 平成23年1月26日 |
| 錦絵 東京横浜住返蒸気船之図 | 1 | 210,000 | 平成23年1月26日 |
| ポスター 日本郵船株式会社※ | 1 | 210,000 | 平成19年11月21日 |
| 合計 | 6 | 1,042,500 | |

※ 備品管理簿及び港湾局の物品管理簿に登載されていなかったもの

(6) 公の施設における備品管理簿等の不備《団体及び所管局に対するもの》

財団法人横浜市緑の協会は公の施設である今川公園の指定管理者として、同公園の管理・運営をしており、平成23年度実施協定に基づき、管理業務に必要な備品を本市から貸与されている。

同協定によると本市は、貸与備品の一覧表（以下「備品一覧表」という。）を作成・所有し、同協会は本市の貸与備品を管理するための備品管理簿（以下「Ⅰ種管理簿」という。）を所有することとしている。なお、同協会には、本市の貸与備品のほかに自己所有の備品があり、それらを管理するための備品管理簿（以下「Ⅱ種管理簿」という。）も所有している。

本市の貸与備品及び関係帳簿をみたところ、次のような不備があった。

ア 本市が作成した備品一覧表には、受入年月日、品名、型番及び保管場所の記載はあるが、横浜市物品規則に規定する物品管理簿の記載項目とされている証書番号、出納事由、金額及び整理番号はなかった。そのため、同品名の備品が複数あったとき識別ができない内容となっていた。（環境創造局北部公園緑地事務所）

イ 貸与備品、備品一覧表及びⅠ種管理簿を照合したところ、次のような不備があった。

(ア) 貸与備品のうち座卓ほか7点は、Ⅰ種管理簿への登載がなかった。（財団法人横浜市緑の協会）

(イ) サッカーゴール（一般用）ほか2点は貸与備品であったが、初度調弁時に備品登録を失念していたため、備品一覧表及びⅠ種管理簿の双方に登載されていなかった。（財団法人横浜市緑の協会及び環境創造局北部公園緑地事務所）

(ウ) 実際には貸与されておらず現物確認ができなかった刈取機3点が、Ⅰ種管理簿に登載されていた。（財団法人横浜市緑の協会）

貸与備品、備品一覧表及びⅠ種管理簿の相違

| 品名 | 数量 | 貸与備品 現物の有無 | 登載の有無 | |
|-------------------|----|---------------|-------|-------|
| | | | 備品一覧表 | Ⅰ種管理簿 |
| 座卓 | 1 | 有 | 有 | 無 |
| システムロッカー 1連 | 1 | 有 | 有 | 無 |
| システムロッカー 3連 | 1 | 有 | 有 | 無 |
| ライン引き | 1 | 有 | 有 | 無 |
| テニスネット | 2 | 有 | 有 | 無 |
| 脚立 | 1 | 有 | 有 | 無 |
| 肥料散布機 | 1 | 有 | 有 | 無 |
| 計 | 8 | | | |
| サッカーゴール（一般用） | 1 | 有 | 無 | 無 |
| サッカーゴール（ジュニア用） | 1 | 有 | 無 | 無 |
| サッカーゴールネット（ジュニア用） | 1 | 有 | 無 | 無 |
| 計 | 3 | | | |
| 刈取機 | 3 | 無 | 無 | 有 |
| 計 | 3 | | | |

(エ) 平成22年7月に買い替えた貸与備品のサッカーゴールネットは、備品一覧表とⅠ種管理簿の双方において登載されていなかった。(財団法人横浜市緑の協会及び環境創造局北部公園緑地事務所)

ウ 貸与備品である座卓ほか2点は、備品整理票ではなく受入年度のみ記載のテープが貼付されていた。(環境創造局北部公園緑地事務所)【改善済み】

受入年度のみ記載のテープ貼付の備品

| 受入年度 | 品名 | 数量 |
|------|-------------|----|
| 14年度 | 座卓 | 1 |
| 14年度 | システムロッカー 1連 | 1 |
| 14年度 | システムロッカー 3連 | 1 |
| 合計 | | 3 |

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局北部公園緑地事務所は、平成24年1月に備品整理票を当該備品に貼付した。

エ 備品整理票の貼付がなく備品一覧表、Ⅰ種管理簿及びⅡ種管理簿にも登載がない、所有者不明のグラウンド整地用ローラーがあった。(財団法人横浜市緑の協会及び環境創造局北部公園緑地事務所)

基本協定によると本市に帰属する備品は、指定管理期間終了後、本市又は次期指定管理者へ引き継がれるものであるため、備品の実態把握や点検を容易に行うことができるよう、備品一覧表及びⅠ種管理簿に適切に登載し、適正に管理されたい。

(7) 長期間にわたる滞留債権の未処理《団体に対するもの》

公立大学法人横浜市立大学において、平成22年度決算における未収金についてみたところ、長期間にわたり滞留している債権が存在した。

授業料等については、平成13年度以降の未納分において、督促等の取組は行われているものの未回収となっているものがあった。

また、施設の貸付による施設使用料や入学時に学生から支払われる施設設備費等の中には、請求先の所在不明などの事由により、現在は回収の取組を行っていないものもあった。

債権の管理に当たっては、「公立大学法人横浜市立大学債権管理要領」により残高の償却処理や債権放棄などを定めているが、これらの債権について、次のようなものがあったことから、適切に処理を行われたい。

ア 回収可能性の見極めが行われていないもの

イ 回収可能性が低いとして償却処理を決定したものの、その後の事務手続が行われず未収金に計上されているもの（公立大学法人横浜市立大学）

| | 計上年度 | 件数 | 金額 (円) |
|-------|---------------|----|------------|
| 授業料等 | 平成13年度～平成19年度 | 30 | 4,575,800 |
| | 平成21年度～平成22年度 | 23 | 6,165,900 |
| | | 53 | 10,741,700 |
| 施設使用料 | 平成19年度～平成20年度 | 16 | 311,584 |
| 施設設備費 | 平成17年度～平成18年度 | 2 | 300,000 |
| 手当戻入等 | 平成21年度～平成22年度 | 4 | 224,449 |

※ 授業料等については、平成21年度末より未納者への退学処分等の滞納長期化抑止策を実施

(8) 債権管理の不徹底《団体に対するもの》

財団法人横浜市シルバー人材センターにおいては、利用者からの業務受注代金の未納付に対して「未収金催告基準」及び「未収金対応基準」（以下、併せて「基準」という。）を定め管理を行っている。

各事務所における未納受注代金（未収金）の管理状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 南事務所では、平成18年度から平成22年度までに計上された未収金のうち、19件（1,032,501円）について、督促等の回収取組が基準で定めた処理期限や手続どおりに行われていなかった。また、これらの債権については、「未収金台帳」への必要事項の記載漏れ等により、請求先の状況把握が不十分なものもあり、回収可能性の見極めが行われないまま滞留していた。

イ 神奈川事務所では、未収金の把握はされていたものの基準で定めた「未収金台帳」が整備されていなかった。

については、早期の督促開始や文書による催告等の実施など債権回収の取組や、請求先の情報把握による回収可能性の見極めなど、基準にのっとり適切に管理されたい。（財団法人横浜市シルバー人材センター）

(9) 有効活用されていない固定資産《団体に対するもの》

一般社団法人横浜みなとみらい21は、みなとみらい21地区内の魅力を高め、質の高い都市環境の維持・向上を図ることを目的として、本市から補助金を受けている。

そこで同法人は、グランモール公園美術の広場に設置し、にぎわいを創出するためアートファニチャーとしてベンチ20脚を平成23年3月に制作した。

このベンチは、気温等により天板に描かれた図柄の見える部分が変わるものであり、

同法人の固定資産（科目：什器備品^{じゅう}、取得価額 2,153,600円）となっている。

このベンチの使用計画では、制作後すぐにグランモール公園美術の広場に設置の予定であった。しかし、公園管理者等の関係機関との調整に時間を要したこと等により、設置されないまま倉庫に保管されていた。

については、制作したベンチを速やかに有効活用されたい。また、実行性のある計画のもと、適切に補助金を執行されたい。（一般社団法人横浜みなとみらい21）【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

一般社団法人横浜みなとみらい21は、平成24年2月にベンチをグランモール公園に設置した。

提言5-2 金銭不祥事の防止に向けた経理のチェック体制強化

経理事務について、監査対象団体で現金を簿外管理していたなど、内部統制が不十分な事例が見受けられた。

本市外郭団体等はその公共性に鑑み、不祥事防止のため、現金管理や検査体制など経理のチェック体制を改善強化するよう不断の見直しを行っていく必要がある。また、その際は事務の流れを適切に見極め、リスクの高い事務を重点的に確認することが必要である。

特に現金管理はリスクが高いことから、入出金を一元的・網羅的に会計帳簿等で把握し、入出金の正確性や保管状況を現場任せにすることなく、会計経理部門が適切に確認することが求められる。

また、本市の団体担当部署も、団体に対する監察等の機会でチェック体制を聴取するなど、団体の経理事務の体制を的確に把握し、必要な指導助言を積極的に行うべきである。

提言の背景

経理事務については、本市及び団体においてもそれぞれ適正処理に取り組んでいるが、現金紛失や預け金といった不祥事が発覚するなど、今なお誤りや不正などが起きるリスクが高いと考えられる。

<参考>

- ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の現金紛失
発表時期：平成23年9月
発生場所：横浜みなとみらいホール事務室の金庫
紛失金額：現金約 20万円（1回約 10万円ずつ2回発生）
- ・社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会の現金紛失
発表時期：平成23年8月
発生場所：事務所管理職袖机の金庫
紛失金額：現金約 50万円
- ・公立大学法人横浜市立大学の不適切な経理（預け金）
発表時期：平成23年12月
発生経緯：平成16年4月及び平成17年5月に、教員が研究に必要な物品を購入する予定で業者に支払を行ったが、研究が中止となったために物品を使用することがなくなり、納品がなされないままとなったため、当該金額を業者が預り金として現在まで管理。
「預け金」金額：1,999,524円

監査の状況

今回の監査では、想定されるリスクに対応したチェック体制の確立など、経理に係る内部統制が十分か、関係規程等を遵守して経理事務が行われているか、

金銭有高が正確かを確認した。

その結果、現金管理等におけるチェック体制の確立が十分でないと思われるものが見受けられた。

指摘事項

(1) 現金の会計帳簿外での管理〈団体に対するもの〉

団体の経理においては、正規の簿記の原則※¹に基づき、原則として全ての取引や事象を会計帳簿で管理する必要がある。しかし、次のように会計帳簿外での現金管理が行われていた等の事例が見受けられたので、適切な処理をされたい。

ア 学術情報センターにあるマイクロフィルムコピー用の釣銭として準備していた現金が、会計帳簿外で管理されていた。(公立大学法人横浜市立大学)

イ 財団法人横浜市総合保健医療財団では、横浜市港北区精神障害者生活支援センターの夕食サービス並びに横浜市磯子区精神障害者生活支援センターの夕食サービス及びカフェの営業に係る経理が会計帳簿外でなされていた。

また、両施設の夕食サービスにおいて、現金の実際有高と管理簿の差額である現金過不足が解消されておらず、食事サービス実施報告書には誤記入等が見受けられた。

横浜市磯子区精神障害者生活支援センターのカフェの営業における現金領収の事務に関しては、その記録となる領収書の発行がされていなかった。(財団法人横浜市総合保健医療財団)

施設別の会計帳簿外での処理額

| 施設名 | 処理額 (円) | | | 対象 |
|------------------|-----------|-----------|---------|------------|
| | 収入 | 支出 | 残高 | |
| 学術情報センター | - | - | 1,000 | コピーサービスの釣銭 |
| 港北区精神障害者生活支援センター | 1,470,912 | 1,472,571 | 45,017 | 夕食サービス |
| 磯子区精神障害者生活支援センター | 1,982,100 | 2,008,997 | 82,536 | 夕食サービス |
| 同上 | 7,380 | 6,960 | 420 | カフェサービス |
| 合計 | 3,460,392 | 3,488,528 | 128,973 | |

※ 収入、支出については平成22年度の数值（カフェサービスに関しては平成23年度における4月から実地監査時までの数值）。

残高については平成23年3月末時点の数值（カフェサービス、コピーサービスに関しては実地監査時の数值）。

※1 正規の簿記の原則

- ・網羅性：企業の経済活動の全てが網羅的に記録されていること
 - ・立証性：会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること
 - ・秩序性：全ての会計記録が継続的・組織的に行われていること
- を指すとされる。簿外処理は「網羅性」等が損なわれるため問題がある。

(2) 不適切な現金領収事務等〈団体に対するもの〉

現金については、不十分な管理が不正などのリスクにつながる可能性があることから、適正に管理を行い、安全性、正確性を維持する必要がある。

そこで、監査対象として団体の現金管理事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、事務を見直されたい。

ア 横浜市国際学生会館では、語学講座や文化講座の料金受領の際に、要綱に基づいて現金領収の記録となる領収書を交付することとされている。しかし、領収書は希望があった場合のみ交付していた。(公益財団法人横浜市国際交流協会)

イ 財団法人横浜市総合保健医療財団では、生活訓練に関する冊子を販売している。しかし、領収書は、希望があった場合のみ交付していた。(財団法人横浜市総合保健医療財団)

ウ 財団法人横浜市シルバー人材センターでは、入会登録料の受領の際に、領収書を交付している。しかし、神奈川事務所、南事務所及び磯子事務所では、発行しないで書損扱いとなった領収書の一部を保管していなかった。(財団法人横浜市シルバー人材センター)

エ 一般社団法人横浜みなとみらい21では、小口現金の出納を出納週報として記録しているため、日々の小口現金残高の把握が困難な状況にあった。(一般社団法人横浜みなとみらい21)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

一般社団法人横浜みなとみらい21では、日報を作成し、日々の小口現金残高を記載することとした。

意見**(1) 研究費の経理に係る内部統制の徹底〈団体に対するもの〉**

研究費については、過年度に公立大学法人横浜市立大学（以下、「市立大学」という。）や他の大学で不祥事が発生したことなどリスクが高いことから、市立大学の国際総合科学部、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科及び都市社会文化研究科に係る研究費の経理事務について監査した。

市立大学では、納品業者と発注者との間に第三者を明確に介在させることで、預け金などの不正経理を防止することを目的として、購入物品の納品を購入担当者以外の者がチェックする「検収センター」を平成19年に設置するなどの取組を進めており、預け金の防止には一定の有効性が認められた。

しかし、平成23年12月には医学部の研究費に係る過去の預け金が判明した旨の発表がなされている。その発生時期は独立行政法人化以前のことはいえ、市民の信頼を著しく傷つけるものであることから、今後も再発防止に万全を期する必要がある。

また、平成22年12月の中期目標議決に当たっては、横浜市会から「地方独立行政法人と

しての意義を踏まえ、理事長、学長を中心に法人の経営管理を確立すべく、人事の活性化と日々改革に努める組織体制を構築すること」などの附帯決議がなされている。

については、より強固な不正経理防止体制の構築に向けて、教職員への注意喚起を徹底するとともに、チェック制度を不断に見直し、防止策の有効性向上の取組を継続的に進められたい。(公立大学法人横浜市立大学)



検収センターの状況について確認する監査委員

<平成24年2月3日 公立大学法人

横浜市立大学 金沢八景キャンパス>

提言5-3 財務情報の適切な開示

財務諸表^{※2}などの財務情報について適正な開示が求められるなか、引当金^{※3}や減価償却^{※4}といった事項について、監査対象団体で計算誤りが見受けられた。

小規模な団体では、経理部門の職員数が少ないことなどから、会計処理の誤りが長期間発見されない可能性が懸念される。したがって、本市外郭団体等は引当金等の積算に係るチェック体制整備や、研修等による職員育成及び経理部門の強化によって、財務諸表の信頼性をより一層確保することが必要である。

また、一部団体で引当金の未計上事例がみられるが、会計基準その他ルールに従った適正な引当金計上が必要である。

提言の背景

公益法人制度改革関連法に基づく公益法人制度改革では、公益認定基準のひとつとして、「経理処理・財産管理の適正性」や「情報開示の適正性」が求められ、認定後も守るべきルールとなっているなど、経理部門の強化や財務情報の適正開示が必要とされている。また、地方独立行政法人についても、制度運営上の原則のひとつとして透明性が挙げられているなど、同様に財務情報の適正開示が求められている。

財務情報の開示に当たって、公益法人や地方独立行政法人は発生主義^{※5}に基づき、引当金の計上や減価償却など現金支出を伴わない費用計上が必要になる。

本市外郭団体等においては負債の多くを引当金が占めるケースもあるなど重要性が高い一方で、将来の見積り等を基に理論計算されるため、計算誤り等が発生しやすい。

また、財務諸表の作成に当たってはそれぞれの会計基準に従って行う必要があるが、公的な団体の会計基準は組織間の比較を容易にするなどの理由により、次のように民間企業の会計基準に準拠する方向で制度改正等がされている。

- ・地方独立行政法人は平成16年施行の地方独立行政法人法により、原則として民間企業の会計基準に依拠
- ・公益法人は平成16年の会計基準改正で企業会計手法を導入
- ・地方公営企業は平成26年度以降、企業会計手法を導入

民間企業の会計基準では引当金の計上が義務付けられており、公的な団体においてもルールに基づく適正な引当金計上が求められている。

※2 財務諸表

企業及び公益法人等の決算書。外部の利害関係者に財務状況などを報告するために作成するもので、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)等で構成される。

※3 引当金

発生主義^{※5}においては、支出する時期が将来であっても、その発生原因が当年度以前に起こっており、かつ発生の可能性が高く金額を合理的に見積もることができる場合には、当年度決算において発生額を費用計上し、残高を「引当金」として負債計上する必要がある。

引当金計上すべきものとしては、将来支払う見込みの退職金のうち当年度以前の勤務によって発生する額を計上する「退職給付引当金」や、翌年度支払う見込みの賞与のうち当年度の勤務に係る額を計上する「賞与引当金」などが挙げられる。

※4 減価償却

固定資産（建物・設備・高価な物品など）は長期にわたって使用できることから、購入支出を使用可能期間全体に割り振って費用計上すること。

※5 発生主義

費用や収益の計上を現金の入出金時点でとらえるのではなく、債権債務が発生した時点（例：物品を購入した時点、サービスを提供した時点）でとらえる会計手法。

監査の状況

今回の監査では、各団体の財務諸表の各項目が、関係法規や会計基準等に基づき適正に計上されているかを確認した。

その結果、退職給付引当金や賞与引当金などの負債、また減価償却累計額などにおける計上額の誤りや、引当金の未計上といった不適切事例が見受けられた。

計上誤りの原因については、案件により異なるが、主として会計基準等の認識不足、又は積算に当たってのケアレスミスなどが挙げられる。

指摘事項

(1) 賞与引当金の未計上《団体に対するもの》

平成22年度決算における賞与引当金の計上状況についてみたところ、公立大学法人横浜市立大学及び財団法人横浜市シルバー人材センターでは、次のように引当金が計上されていなかった。

いずれもそれぞれの会計基準等に基づかない処理であり、両団体はその高い公益性から、会計基準等に基づき財務情報を適切に情報開示する必要があるため、賞与引当金の計上など会計基準等に基づく会計処理を行われたい。

ア 公立大学法人横浜市立大学は、地方独立行政法人会計基準等に基づき財務諸表を作成

しているが、同基準等で定められた賞与引当金が計上されていなかった。

同基準等では、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、法人の中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しないとされているが、同大学の中期計画等にはその旨の記載はない。

なお、賞与引当金を計上すべき金額は平成22年度末時点で約8億56百万円と見込まれる。(公立大学法人横浜市立大学)

イ 財団法人横浜市シルバー人材センターは、公益法人会計基準等に基づき財務諸表を作成している。

同基準等では賞与引当金を計上する必要があるが、各年度間において金額の差異が過大ではなく、一定範囲内の額の引当及び支払を繰り返すことになることを理由として賞与引当金を計上していなかった。

なお、賞与引当金を計上すべき金額は平成22年度末時点で約18百万円と見込まれる。(財団法人横浜市シルバー人材センター)

(2) 引当金の積算誤り《団体に対するもの》

平成22年度決算における引当金の積算についてみたところ、次のような理由により引当金が誤って計算されていたため、適正に計上されたい。

ア 公益財団法人横浜市国際交流協会は、翌年度6月賞与の支給見込み額のうち、12月から3月までの期間に対応する4か月分(6分の4)の額について賞与引当金として負債計上することとしていたが、一部の職員について計算誤りで6分の5の額を計上していたため、賞与引当金が約49万円多く計上されていた。

また、退職給付引当金については、いわゆる簡便法に基づき退職手当期末要支給額を見積債務額として積算していたが、計算誤りにより約158万円多く計上されていた。(公益財団法人横浜市国際交流協会)

イ 財団法人横浜市総合保健医療財団は、いわゆる簡便法に基づき退職手当期末要支給額を見積債務額として退職給付引当金を積算していた。

しかし、退職手当期末要支給額の積算根拠となる勤続年数の端数処理を誤って計算したことから、退職給付引当金が約236万円多く計上されていた。(財団法人横浜市総合保健医療財団)

(3) 減価償却額の計上誤り《団体に対するもの》

財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、平成22年度決算における減価償却額の積算についてみたところ、同法人の経理規定では、「減価償却資産の耐用年数等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めるところによる」としているが、同省令が改正され平成19年4月1日から積算基準が変更されているにもかかわらず、改正前の基準により

算定されていた。

このため、減価償却累計額が約 76万円過少に計上されていたので、適正に経理されたい。
(財団法人横浜市シルバー人材センター)

平成19年4月1日以降に取得した固定資産

| 資産名 | 取得日 | 取得価額 (円) | 耐用 年数 | 償却 方法 | 旧定額法・旧定率法 (誤) | | 定額法・定率法 (正) | |
|---------------|----------------|-------------|----------|----------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | | | | | 償却 率 | 減価償却 累計額 (円) | 償却 率 | 減価償却 累計額 (円) |
| エアコン | 平成19年 6月26日 | 430,370 | 6 | 定率法 | 0.319 | 330,581 | 0.417 | 374,723 |
| 紙折機 | 平成20年 5月20日 | 399,000 | 5 | 定率法 | 0.369 | 293,869 | 0.5 | 344,968 |
| リソグラフ | 平成21年 3月31日 | 723,450 | 5 | 定率法 | 0.369 | 444,257 | 0.5 | 550,123 |
| アプリ サーバー | 平成21年 9月30日 | 1,195,425 | 5 | 定率法 | 0.369 | 603,477 | 0.5 | 772,045 |
| メール サーバー | 平成21年 9月30日 | 501,900 | 5 | 定率法 | 0.369 | 253,369 | 0.5 | 324,143 |
| ワゴン型 貨物自動車 | 平成22年 3月31日 | 1,181,160 | 5 | 定率法 | 0.369 | 458,765 | 0.5 | 615,187 |
| ワゴン型 貨物自動車 | 平成22年 3月31日 | 1,181,160 | 5 | 定率法 | 0.369 | 458,765 | 0.5 | 615,187 |
| 倉庫 | 平成22年 3月31日 | 695,048 | 17 | 定額法 | 0.058 | 39,305 | 0.059 | 44,424 |
| 合計 8件 | | | | | | 2,882,388 | | 3,640,800 |
| 差(正) - (誤) | | | | | | | | 758,412 |

(4) リース資産・債務の適切な積算《団体に対するもの》

公益法人においては、リース取引を原則売買取引と同様にみなし、リース資産及びリース債務（以下「リース資産等」という。）として貸借対照表に計上する「リース会計」が適用される。

そこで、平成22年度決算におけるリース資産等の計上状況についてみたところ、財団法人横浜市シルバー人材センターでは、リース資産等の計上自体はされていた。

しかし、「リース会計」の基準等によればリース料総額から利息相当額を控除して計上すべきところ、控除されていなかったため、リース資産等が 662,602円過大に計上されていた。会計基準等に基づき適切に計上されたい。(財団法人横浜市シルバー人材センター)

その他指摘事項

(1) 基本協定書等と異なる保険契約《団体及び所管局に対するもの》

指定管理施設においては、所管局が指定管理者の公募要項、業務仕様書及び基本協定書等に設定条件を示し、指定管理者による施設賠償責任保険等の必要に応じた保険加入を義務付けている。しかし、次の施設において、設定条件と差異のある保険契約が見受けられた。

必要に応じ所管局にて条件内容を検証の上、適切な保険加入を行われたい。

ア 横浜市総合保健医療センターでは、施設利用者への対人補償限度額について、基本協定書では1億円以上としているが、平成23年度の加入保険における限度額は5,000万円であった。また、本市を「追加被保険者」^{※6}とすることとしているが、されていなかった。(財団法人横浜市総合保健医療財団)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市総合保健医療財団は、保険契約内容を変更し、平成24年2月より基本協定書に沿った保険契約とした。

イ 横浜市磯子区精神障害者生活支援センターでは、賠償責任保険について、基本協定書では「指定管理者特約条項」^{※6}の附帯を条件としているが、平成23年度の加入保険は特約条項が附帯されていなかった。(財団法人横浜市総合保健医療財団及び健康福祉局障害支援課)【改善済み】

【対象団体及び所属が行った改善内容】

財団法人横浜市総合保健医療財団は、健康福祉局障害支援課の確認のもと保険契約内容を変更し、平成24年2月より基本協定書に沿った保険契約とした。

ウ 日本丸メモリアルパークでは、次のような事例が見受けられた。(帆船日本丸記念財団・JTB法人東京共同事業体及び港湾局賑わい振興課)

(7) 賠償責任保険について、基本協定書及び業務仕様書において本市を「追加被保険者」とすること、「指定管理者特約条項」を附帯することとしているが、平成23年度の加入保険ではいずれもされていなかった。

(i) 次の保険は、保険金額が業務仕様書上の額を満たしていなかった。【改善済み】

- a 施設見学者の賠償責任保険(対物)の額について、1事故当たり1億円としているが、加入保険は1,000万円である。
- b 海洋訓練従事者の傷害保険(死亡・後遺障害)の額について3,000万円としているが、加入保険は2,000万円である。
- c 動産総合保険の額について4,224万円としているが、対象とする動産の一部に返却等の管理変更があり、保険対象から外れたことから、現状は3,704万円(加入保険も同額)となっている。

【対象団体及び所属が行った改善内容】

帆船日本丸記念財団・JTБ 法人東京共同事業体及び港湾局賑わい振興課は協議の上、業務仕様書を見直し、平成 24 年3月に仕様変更の覚書を締結した。

※6 指定管理者特約条項・追加被保険者

「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」（横浜市共創推進事業本部 平成21年10月）においては、

- 指定管理者は（特約条項などにより）指定管理に対応した施設賠償責任保険に入ること
- 加入の際には市を追加被保険者とすること（これにより、市から保険会社への直接請求が可能）
- 保険の付保範囲や必要な補償内容、既加入の保険の内容等を公募要項に明記すること

等を原則として定めている。

これは、指定管理施設において発生した利用者等への損害を市が賠償した場合に、指定管理者の帰責性により市が指定管理者に求償できる場合もあり、次の理由から定めたものである。

- 指定管理者が、損害賠償請求に対応する支払能力を有しないケースが多く想定されること
- 被害者に対して、迅速な対応を可能とすること
- 過失責任の割合等に関する、市と指定管理者の間での無用な訴訟等の発生を避けること

(2) 公園の不適切な管理《所管局に対するもの》

公園に係る土地等の管理状況をみたところ、日野中央公園の園地内に本市所有物でない階段、木戸等が設置されていた。

事実関係を精査し、必要な手続を行うなど適正な財産管理を行われたい。（環境創造局南部公園緑地事務所）